



白井市行政経営指針（案）

平成29年3月
白 井 市

目 次

1	行政経営改革の必要性	1
2	これまでの行政改革の取組みの総括	1
3	行政経営指針	1
	1)行政経営指針の役割と位置付け	
	2)行政経営指針の計画期間	
	3)行政経営指針の目標数値	
	4)行政経営指針の推進体制	
4	行政経営指針 基本方針	3
	1)基本方針1 市民自治のまちづくり	
	2)基本方針2 自立した行財政運営	
	3)基本方針3 将来を見据えた公共施設等の最適な配置	
5	経営資源（ヒト・モノ・カネ）の見通し	12
	1)ヒト	
	①総人口	
	②年齢3区分別人口	
	③市役所正規職員数	
	2)モノ	
	①建築系公共施設の延床面積	
	②都市基盤	
	3)カネ	
	①歳入〔市税〕	
	②歳出〔人件費、扶助費、公債費、普通建設事業費〕	
	③財政調整基金残高	
	④地方債残高	
6	おわりに	15
7	委員からのコメント	▼
	○伊藤会長○関谷副会長○関委員○沼尾委員○吉田委員	

●一般会計の現状 <第2回行政経営有識者会議資料から>

- 1) 歳入の推移
 - ①市税の推移
 - ②使用料、手数料、寄附金の推移
- 2) 歳出（性質別）の推移
- 3) 歳出（目的別）の推移
 - ①民生費の推移
 - ②教育費の推移
- 4) 一部事務組合等への負担金の推移
- 5) 地方債残高の推移
- 6) 財政調整基金残高の推移
- 7) 特定目的基金残高の推移

●特別会計の現状 <第2回行政経営有識者会議資料から>

- 1) 国民健康保険会計の推移と繰出金の推移
- 2) 介護保険会計の推移と繰出金の推移
- 3) 後期高齢者医療会計の推移と繰出金の推移
- 4) 下水道事業会計の推移と繰出金の推移
- 5) 水道事業会計の推移と繰出金の推移

●千葉県内の類似団体との比較（平成26年度決算ベース）

●平成26年度一般会計決算における年齢別の決算比

1 行政経営改革の必要性

本市はこれまで、徹底した資源（ヒト、モノ、カネ）の配分や事業の見直しなど、不断の行政改革に取り組み、現行の行政サービス水準を維持してきました。

しかし、今後直面する少子高齢化の進行や人口減少社会の到来、さらには公共施設等の老朽化など今までに経験したことのない課題に対応するためには、現行の行政改革の取り組みだけでは限界に達しています。

このため、これまで以上に民間の優れた経営理念や手法を積極的に取り入れながら、成果に重点を置いて、市民にとって最適な施策・事業を選択していく行政経営の視点から改革に取り組む必要があります。

今こそ、次世代を担う子どもたちに「健全なままの白井市」を引き継ぐため、未来につながる大胆な行政経営改革に着手する時期であると捉えています。

〔市民の声〕

第13回住民意識調査（平成26年5月実施）によると、行財政改革の取り組みについて特に力を入れる必要があることの第1位は、「**民間の経営手法を見習い、合理的な行財政運営を行う**」でした。

2 これまでの行政改革の取り組みの総括

本市では、昭和61年1月に「第1次行政改革大綱」を策定して以来、現在の「第4次行政改革大綱」まで、継続して行政改革に取り組んできました。

この間、事業の見直しや職員定数の削減、指定管理者制度の導入、学校給食調理業務などの民間委託、NPOなどとの協働事業を進めてきました。

その結果、平成8年度から平成27年度までの20年間の行政改革による効果額の総額は、約36億円になり、一定の成果を挙げてきました。

しかし、長年、行政改革に取り組んできたため、これまでの考え方や手法では見直しの余地が少なくなっています。

▼主な取り組み成果例▼

取り組み項目	成果
指定管理者制度の導入	駅前センターなど19施設に導入
民間業務の委託	給食調理業務、国保窓口業務など民間業務委託
学校の統廃合	東分校、平塚分校の廃校
職員定数の削減	439人（平成15年）から413人（平成27年）へ
職員手当の見直し	各種職員手当の減額、廃止
市民との協働	35箇所の都市公園の管理委託

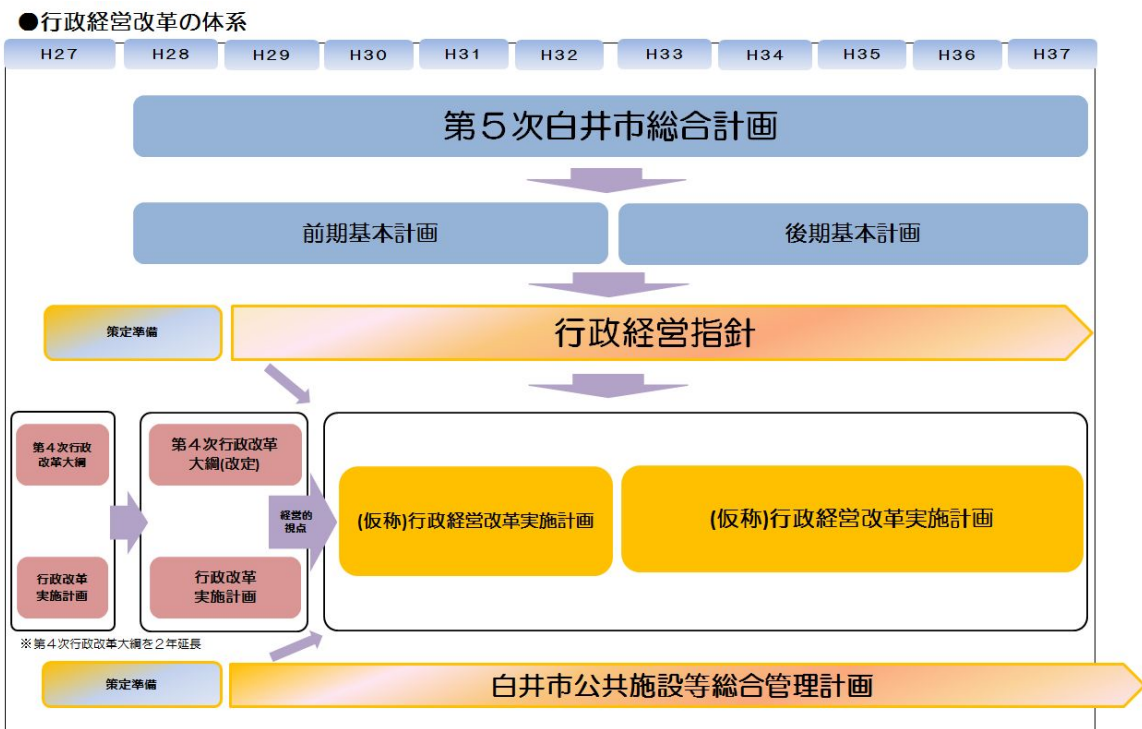
3 行政経営指針

1) 行政経営指針の役割と位置付け

本市は、将来像を「ときめきと みどりあふれる 快活都市」と定め、その実現を目指し、第5次総合計画（平成28年度から平成37年度まで）を策定しました。

総合計画は、白井市の行政運営を総合的かつ計画的に推進していくための最上位計画であり、長期的なまちづくりの方向性を示すための指針です。

この総合計画の実現を下支えし、将来を見据えた持続可能な行政運営を推進するための基本指針として、「行政経営指針」を位置付けています。



2) 行政経営指針の計画期間

行政経営指針の計画期間は、第5次総合計画との整合性を図ることから、平成29年度から平成37年度までの9年間とします。

ただし、長期的な視点で取り組む必要がある事業については、次の総合計画を視野に入れて取り組むこととします。

3) 行政経営指針の目標数値

行政経営指針を策定するに当たり、次のとおり目標数値を定めました。

目標数値については、今後の行政経営改革の取組み状況により随時、見直します。

▼目標数値▼

年度	経常収支比率	財政調整基金残高	地方債残高
平成28年度	90%以下	20億円以上	200億円以下
平成32年度	90%以下	20億円以上	200億円以下
平成37年度	90%以下	20億円以上	190億円以下

4) 行政経営指針の推進体制

白井市行政経営指針及び（仮称）行政経営改革実施計画の推進体制については、庁内組織として（仮称）行政経営戦略会議を新設し、進捗状況や成果などを検証します。

また、庁外組織である行政経営改革審議会において、（仮称）行政経営改革実施計画の進捗状況等を報告し、その推進について必要な助言や調査審議を行います。

なお、白井市行政経営指針及び（仮称）行政経営改革実施計画の進捗状況や検証結果については、市の広報紙、ホームページを通じて公表します。

4 行政経営指針 基本方針

行政経営指針 基本方針 1

市民自治のまちづくり

白井市第5次総合計画では、将来像の「ときめきと みどりあふれる 快活都市」を実現するため、まちづくりの進め方を「情報・共有」「持続可能な行財政運営」「参加・協働」の3つの柱により取り組むこととしています。

この3つの柱を有機的に結びつけ、さらに行政経営改革として取り組むためには、「行政主導」から脱却し、「市民自治」の考え方を尊重していくことが必要です。

「市民自治」とは、まちづくりの主体が市民であることを原点とし、市民が自分たちでできることと市に委ねることを考え、実践していくことです。

市は、市民、市民活動団体、民間事業者（以下「市民等」といいます。）や地域が自主的に活動することを尊重するとともに、市民等や地域において実践が困難で、公益性の高いものについては、*補完性原理の考え方に基づき、市が補完していくことになります。

市民等と市は、補完性原理の考え方に基づき、自助・共助・公助を実践するとともに、適切な役割分担を行い、協働を進めます。

補完性原理の考え方を基本に、誰がどのような役割を果たしていくかを考えながら、将来にわたって持続可能なまちづくりに向けて行政経営改革に取り組みます。

そして、行政経営改革を通して、市民一人ひとりが豊かになることを目指します。

1. 市民参加の充実

まちづくりの中心は市民です。市が担っている部分は一部でしかありません。

市が市民を巻き込むだけでなく、市民の活動が市を巻き込むことも重要です。

その考え方を具現化するためには、第一に、市民が自分たちでできることを考え、地域の諸活動に参加していくことによって、市民力が活かされることが必要です。

第二に、市民が行政活動のさまざまな過程に参加していくことによって、市民の意思と知恵が行政活動に活かされていくことが必要です。

第三に、市民と市が対話しながら一緒にまちをつくるという理念の下に、互いの立場や役割などを認め合い、協働してまちづくりを進めていくことも必要です。

そこで市では、次のとおり取り組みます。

- ①「白井市市民参加条例」や「市民参加・協働のまちづくりプラン」により、市民参加の活性化を進めます。
- ②公益的な市民活動を持続するために必要な支援を行います。
- ③市民と積極的な協議を重ねながら、市民と市の両者が連携・協力して課題解決にあたる協働のまちづくりを進めます。

*「補完性原理」とは、小さな単位でできることは、その自主性を尊重していく。あるいは、その自助を尊重していく。小さな単位でできないことはより大きな単位が、小さな単位の同意に基づいて補完していくこと。

2. 地域コミュニティづくりの推進

個人の価値観の多様化や少子高齢化の進行などに伴い、自治会への加入率が年々低下し、地域コミュニティを維持することが厳しくなっています。

地域コミュニティの重要性を示す例として、阪神淡路大震災では、地震発生直後、一時的に家屋に閉じ込められ、自力で脱出できなかった被災者のうち、自衛隊や警察、消防など行政機関によって救助された人の割合は、全体の2割程度であり、残りの8割にあたる人は、近隣住民によって救出されました。震災後の避難所では、共同生活のため、被災者にとって大きなストレスとなるところですが、普段から付き合いがある住民同士であれば、助け合いながら避難所生活を送ることにつながりやすかったこと、復興計画を立てる段階においても、普段から交流のある住民同士であれば、合意形成を図りやすかったことなどから、地域コミュニティの大切さが再評価されています。

これからの地域コミュニティは、地域資源（ヒト・モノ・カネ・情報）が行き交う結節点と捉え、多様な主体が分野横断的に取り組むことが求められています。

このため、自治会活動の活性化はもとより、小学校区を基本に、福祉・子育て・防犯・防災などのさまざまな分野について、地域の課題やその解決方法を協議する「まちづくり協議会」の設立を進め、地域コミュニティの構築と活性化を図ります。

そこで市では、次のとおり取り組みます。

- ①自治会未加入者や活動頻度の低い人などに地域コミュニティの必要性を伝えていきます。
- ②地域と市との関係を多様化させ、時代に合った関係性を構築します。
- ③各小学校区に地域担当職員を配置し、地域の課題解決に向けた取り組みを支援します。
- ④小学校区を基本的な単位とする「まちづくり協議会」の設立を促進し、地域自治の発展を支援します。

3. 情報共有の徹底と可視化

市民自治を進めるためには、情報共有が必要です。

情報を共有する際には、市民等と市との情報共有、市民等相互の情報共有、職員相互の情報共有の3つの視点で取り組むことが重要です。

市民等と市の情報共有では、市は、まちの特性や課題に関する情報を発信するとともに、市民等がわかるように市民等にとってのコストと成果を明らかにすることが必要です。加えて、市民等と向き合い、声を聴き、市民等と市がまちの情報を相互に共有していくことも必要です。

市民等相互の情報共有では、市民等は、まちづくりを「自分事」として捉え、積極的な情報交換や話し合いを通じて、情報を相互に共有していくことが必要です。

職員相互の情報共有では、行政課題の解決のためだけでなく、日頃から部局横断的に職員が話し合いを行い、情報を相互に共有していくことが必要です。

そして、市は、情報共有の徹底を図るため、必要な行政情報を工夫し、簡単でわかりやすく可視化していきます。

そこで市では、次のとおり取り組みます。

- ①広報やICT（情報通信技術）を活用した情報提供の充実を図ります。
- ②出前講座やワークショップなどを開催し、身近なところから情報の共有を進めます。
- ③行政課題を抱える市民等に対して、地域に関する情報をわかりやすく提供します。
- ④課題の解決のためだけでなく、日頃から部局横断的に職員が話し合える場をつくれます。

行政経営指針 基本方針2

自立した行財政運営

地方自治体は、経済成長率の低迷や人口減少の進行などに伴い、国や県からの財政支援が縮小傾向となっているため、行財政の効率化や地域の特性を積極的に活用したまちづくりを推進し、国や県に依存することのない自立した行財政運営ができる財政基盤の確立が求められています。

自立した行財政運営を進めるためには、地方自治体が抱える課題について独自の政策をつくっていくことが求められています。その政策をつくる上で、「*政策法務と*政策財務」の考え方にに基づき取り組む必要があります。

これまで市では、国や県の補助金などの特定財源を積極的に活用して事業を進めてきましたが、今後は、依存財源としての補助金の活用から、戦略的な補助金の活用に転換する必要があります。

そこで市は、国、県、市のそれぞれの役割分担を明確にした上で、中長期的な展望の下で将来の財政見通しを立て、国や県の政策に左右されることのない経営的な視点に立って、自立した行財政運営を目指します。

また、限られた財源を有効に活用するためには、経営の視点とともに協働の視点に立った行財政運営を目指します。

*「政策法務」とは、政策を実現するため、独自の条例の制定や地域の実情に合った法令の独自解釈をすること。「政策財務」とは、政策を実現するため、予算を執行し、管理すること。

1. 効率的な行政組織の構築

地方分権の推進、少子高齢化の進行などによる行政課題の変化への対応、公共施設等の老朽化対策など、市が担うべき役割が増加している一方で、職員数は人件費の抑制のため、減少傾向にあります。

これまで市は、こうした行政課題の変化に対し、行政組織の細分化や専門化などにより対応してきましたが、これにより、部が所管する課や職員の数の偏在化や縦割り行政の弊害が生じています。

これからは、限られた市役所内のマンパワーを最大限に発揮し、新たな行政課題に対応していくために、効率的で機動的な行政組織を構築するとともに、行政組織のスリム化や行政組織内の分権を進めることが必要です。

また、東日本大震災や熊本地震など大規模災害が発生したことを教訓として、危機管理体制を充実することも重要な課題です。

そこで市では、次のとおり取り組みます。

- ①行政組織の細分化、専門化を見直し、統廃合することにより、行政組織の効率化・スリム化を進めます。
- ②突発的に発生する行政課題にも機動的に対応できる柔軟な行政組織づくりと危機管理体制の強化に取り組みます。また、部局横断的に行政課題を解決するために、プロジェクトチーム制度を導入します。
- ③ＩＣＴなどを活用して情報をしっかりと整理し、行政組織内の情報共有を徹底します。

2. 多様な人材の育成と確保

市役所にとっての最大の資源は、職員です。

行政経営改革を実現するための一丁目一番地は、職員一人ひとりの改善・改革の意欲向上と意識改革にあります。

これまで市は、「人材育成基本方針」を策定し、職員の意欲向上や意識改革に取り組んできましたが、市の行財政を取り巻く環境と市民の求める職員像が変化しています。

第13回住民意識調査によると、「市民が市の職員に求める職員像として重要なもの」との問いに対して最も多かった回答は、「市民の目線で考え、信頼される職員」でした。

これからは、いっそう職員一人ひとりの意識改革を進め、職員の現場主義を徹底し、市民目線に立った信頼される職員を育成するとともに、人材を確保することが必要です。

そこで市では、次のとおり取り組みます。

- ①「白井市職員のあるべき姿」を職員自らが作成した上で、「人材育成基本方針」を見直します。
- ②職員一人ひとりの能力や意欲を最大限に発揮するため、「人材育成基本方針」に基づく研修等により計画的に人材を育成し、適材適所の人事配置を進めます。
- ③現場を重視する職員を育成し、職員の現場主義を徹底します。
- ④職員が地域と市民に貢献しようとする意識を醸成するため、職員が地域の活動に参加しやすい仕組みを検討し、推進します。
- ⑤職員採用にあたっては、豊富な経験、専門的な知識を持った人材の積極的な確保に取り組みます。

3. 財源の確保

市は、千葉ニュータウン事業の開発に伴い、高規格の都市基盤が整備され、昭和54年からは千葉ニュータウン地区への入居が始まり、人口が急激に増加し、それまでの農業中心のまちから首都近郊のベッドタウンとして発展してきました。

発展に伴い、税収は増え、財政力も高まり、安定した行財政運営を行ってきました。

しかしながら、近年の少子高齢化の進行とともに人口推計では、平成32年をピークに人口が減少することから、歳入面では税収の大半を占める個人市民税の減少が見込まれ、今後ますます財源の確保が厳しくなると予想されます。

平成27年度の市税の徴収率は92.1%で、千葉県市町村平均の94.3%より下回っています。（平均まであげると約1.8億円の財政効果）また、使用料・手数料については、「受益と負担の原則」に基づき、利用者に一定の負担を求めています。さらに負担の公平性の観点から見直しが求められています。

このことから、市税等の徴収率の向上や使用料などの見直しにより、自主財源の確保を図ることが必要です。加えて、都心や成田国際空港から近い立地条件を活かし、企業等の進出を誘導するとともに、農産物の高付加価値化・ブランド化を図ることが必要です。

そこで市では、次のとおり取り組みます。

- ①市税のほか、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、上下水道料金、保育料、給食費などの未収金の徴収体制を強化し、徴収率を向上します。
- ②使用料・手数料については、サービスを利用する者と利用しない者との負担の公平性の観点から見直します。
- ③次世代に過度なツケを残さないよう地方債残高などの将来負担については、一定の方針を示し、削減します。
- ④羽田空港と成田国際空港の中間地点にあり、国道16号が通過しているという白井市の立地特性を活かし、企業等の進出を誘導します。
- ⑤農商工の連携による農産物の高付加価値化やブランド化を進めます。

4. 歳出の抑制

持続可能な白井市を構築するにあたって、財政の健全化は必須です。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、依然として90%台で推移し、硬直化が続き、財源不足の状態は解消できていない状況にあることから、財政調整基金に頼らなければ、当初予算を編成できない財政運営が続いています。

このような中、今後も高齢化の進行などに伴う扶助費などの社会保障費の増加や公共施設等の老朽化に伴う維持管理費の増加などが見込まれ、財政負担が高まることが予想されます。一方で、人件費については、10年以内に全職員の約3割にあたる140人が定年退職を迎えることから、計画的な職員採用により抑制することが求められます。

このことから、扶助費、公債費、人件費の見直しにより、義務的経費の抑制に取り組むことが重要です。

そこで市では、次のとおり取り組みます。

- ①事業の見直しや統廃合、民間委託や協働などを積極的に進めるとともに、非常勤職員や臨時職員の雇用や再任用制度を活用し、人件費を抑制します。
- ②扶助費・補助金について、その対象や必要性、妥当性、有効性などを検証し、見直しを行います。
- ③公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の最適な配置を実現することにより、公共施設等にかかる財政負担を軽減し、平準化します。

5. 適材適所による事業主体の見直し

市では、これまで窓口業務委託などさまざまな外部委託や指定管理者制度の導入などを行い、行政サービスの向上、コスト削減や業務効率の向上を図り、一定の成果を上げてきました。

これからは、市民の立場になって事業の目的を達成するため、誰を事業主体とすれば最も効率的・効果的であるか、市民の納得度が高えられるかを考え、事業主体を選択することが必要です。

そこで市では、次のとおり取り組みます。

- ①市の守備範囲をあらためて検討しながら、新たな発想の下に、誰が最も事業主体として適正かを検討します。
- ②事業主体の選定にあたっては、職員が行った場合と外部委託した場合とのコストやサービスの質を比較した上で、事業主体を決定します。

6. 評価に基づく行政サービスの質の向上と精査

限られた資源を有効に活用するためには、施策や事務事業の必要性、目的、事業主体、コスト、成果などを総合的に検証し、よりよい方向に改善していくための行政評価システムの導入が必要です。

行政評価は、短期的視点だけでなく、中長期的視点を持って、それぞれの目的と役割を明らかにした上で実施することが大切です。

また、社会経済情勢などの変化、市民の価値観やライフスタイルの多様化などにより、市民ニーズは多種多様化し、行政サービスに求められる提供範囲は広がっています。

これから限られた財源の中で、市民にとって必要な行政サービスを提供し、充実を図っていくためには、適正な評価に基づき、その行政サービスが、本当に市民が豊かになるためのものになっているのか精査する必要があります。

そこで市では、次のとおり取り組みます。

- ①第5次総合計画の戦略事業を対象に、最少の経費で最大の効果が得られるための評価を行います。
- ②評価にあたっては、評価対象に応じて、外部評価と内部評価を取り入れます。
- ③評価することを目的とすることなく、評価することが改善の手段となるような行政評価にします。
- ④市民ニーズを把握し、市民の立場になって、その行政サービスが市民にとって本当に必要であるかどうかを考え、精査します。
- ⑤行政サービスを精査した結果、市民にとって必要性の低い行政サービスについては、勇気をもってやめる判断をします。

行政経営指針 基本方針3

将来を見据えた公共施設等の最適な配置

白井市は、これまで千葉ニュータウン事業により人口が増加し、社会基盤整備が進んできました。千葉ニュータウン事業が収束した今、今後は、人口の減少、少子化・高齢化の進行により、まちの活力が低下することや財政状況が厳しくなることなどが懸念されています。

特に、公共施設等は、昭和54年の千葉ニュータウンのまち開きを契機として集中的に整備されたため、今後、いっせいに建替えや大規模修繕等の時期を迎え、その更新費用は、今後40年間で1,032億円（年平均約26億円）となる見込みです。

加えて、人口減少などに伴い、公共施設等の利用需要が変化していくことも予想され、今後、公共施設等の老朽化対策は、将来の財政運営やまちづくりを進める上で、最重要課題となってきます。

市のまちづくりは、これまでの右肩上がり時代の「量」の拡大を基調としたまちづくりから、「質」の向上や地域資源の活用を基調とした持続可能なまちづくりへと、新たなステージに突入します。

そこで、最重要課題である公共施設等の老朽化対策を進めるため、中長期的な視点に立って、行政運営の基本的指針である総合計画や都市づくりの基本的な方向を示す都市マスタープランと整合を図りながら、将来を見据えた公共施設等の最適な配置の実現を目指します。

公共施設等総合管理計画と個別施設計画に基づく公共施設等の最適化

市は、市民生活を支えるため、学校、複合センター、文化センターなどの建築系公共施設や道路、橋りょう、上下水道などの土木系公共施設など、さまざまな公共施設等を整備してきました。

平成27年度末時点において、建築後30年以上を経過した建築系公共施設の延床面積は、全体の約57%を占めており、10年後には全体の約87%となる見込みで、建築系公共施設の老朽化が進んでいる状況です。

また、土木系公共施設である下水道は、布設後30年以上となる管きょ延長の割合が、約41%を占めており、10年後には約70%となる見込みで、老朽化が進んでいる状況です。

公共施設等の老朽化対策を推進するため、市が保有する全ての公共施設等を対象に、公共施設等の現況や財政・人口の将来見通しを踏まえ、地域の特性や広域連携も視野に入れ

ながら、長期的な視点に立って、長寿命化・更新・統廃合等を総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針となる「公共施設等総合管理計画」を策定します。

そして、この公共施設等総合管理計画を踏まえ、公共施設等のあり方について、市民との合意形成を図りながら、個別施設の長寿命化や有効活用、統廃合を計画的に進めることが必要です。

そこで市では、次のとおり取り組みます。

- ①都市マスタープランを踏まえながら、公共施設等総合管理計画を策定し、長期的な視点から現有する公共施設等の長寿命化や最適な配置などを進めます。
- ②公共施設等総合管理計画に基づき、市民との合意形成を図りながら、行動計画となる公共施設等の個別施設計画を策定します。
- ③公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等を総合的かつ計画的に管理するため、部局横断的な調整をする組織体制を構築します。

5 経営資源（ヒト・モノ・カネ）の見通し

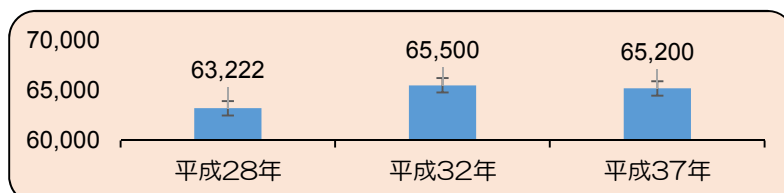
限りある経営資源（ヒト・モノ・カネ）の5年後（平成32年）・10年後（平成37年）の見通しについては、次のとおりです。

1) ヒト

①総人口

平成28年4月現在の白井市の総人口は、63,222人です。5年後の平成32年の総人口は65,500人、10年後の平成37年は65,200人と推計しています。

単位：人



出典：第5次総合計画基本構想前期基本計画

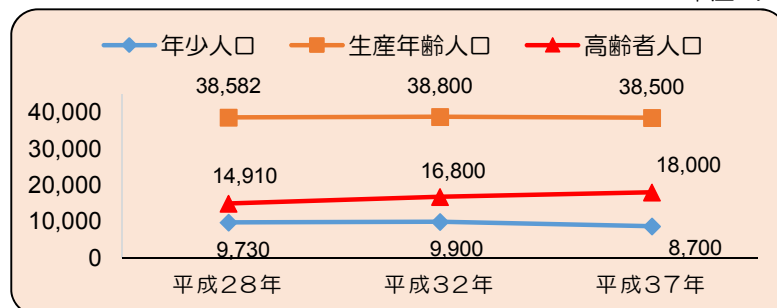
②年齢3区分別人口

平成28年4月現在の年少人口（15歳未満）は9,730人、生産年齢人口（15歳～64歳）は38,582人、高齢者人口（65歳以上）は14,910人です。

平成37年では、高齢者人口が約3,000人増える一方で、年少人口は約1,000人減少するものと推計しています。

高齢者の中でも特に75歳以上の後期高齢者が増加すると見込まれます。

単位：人



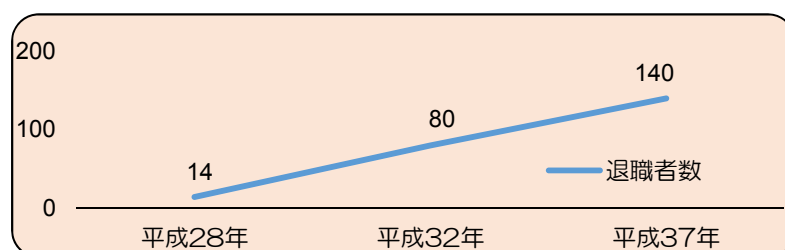
出典：第5次総合計画基本構想前期基本計画

③市役所正規職員数

平成28年4月現在の正規職員数は426人です。白井市定員管理指針では平成31年度の正規職員数は403人と定め、計画的に削減することとしています。その後、現況を検証しながら新たな定員管理指針を策定する必要があります。

なお、定年退職者数は、平成32年までに延べ約80人、平成37年まででは延べ約140人となり、全体職員の約33%が退職を迎えます。

単位：人



出典：総務課資料

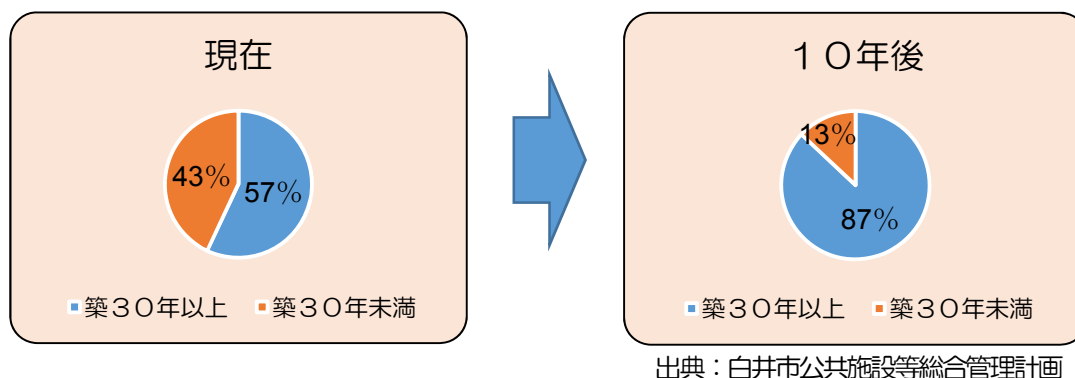
2) モノ

①建築系公共施設の延床面積

平成27年度末現在の建築系公共施設の延床面積は、151,898.4㎡で、市民一人当たりでは、延床面積2.43㎡となります。

第5次総合計画前期基本計画では、平成32年度までに庁舎建設、給食センター建設、(仮称)西白井コミュニティセンターなどが予定されており、建築系公共施設の延床面積は増加すると見込まれます。また、平成28年度から起算して、建築後30年以上を経過している公共施設の延床面積の割合は、現在約57%で、平成37年では約87%となります。

なお、小中学校の耐震化工事については、平成27年度で全て終了したので、今後は改修工事を計画的に実施する必要があります。



③都市基盤

昭和54年から千葉ニュータウン地区の入居が始まり、人口が急激に増加し、首都近郊の高規格な都市として発展してきましたが、千葉ニュータウン事業が平成25年度末に収束しました。千葉ニュータウン地区は、入居以来35年以上が経過するため、都市基盤の老朽化が課題となっています。

今後は、市が主体となって新たな都市づくりを計画的に進めていく必要があります。

3) カネ

第5次総合計画策定に係る基礎資料である財政推計は、平成25年度の決算ベースで推計しているため、あらためて平成27年度決算を踏まえ、10年後の平成37年度の大まかに見通しました。

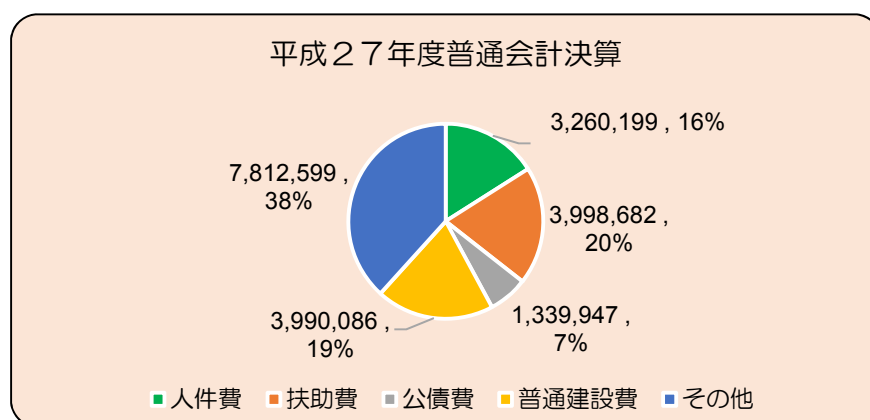
①歳入

■市税	経済状況などにもよりますが、人口が増加するうちはほぼ横ばい、人口が減少すると減少する可能性が高い。
-----	---

②歳出

■人件費	市役所正規職員は10年間で約140人の職員が定年退職者を迎えるため、減額する可能性が高い。
■扶助費	少子高齢化の進行に伴い、社会保障費が増加し、増額する可能性が高い。
■公債費	庁舎建設などに伴う地方債の償還が増えるため、増額する可能性が高い。
■普通建設事業費	公共施設などの老朽化に伴い、改修が増えるため、増加する可能性が高い。

単位：千円



出典：平成27年度決算統計調査

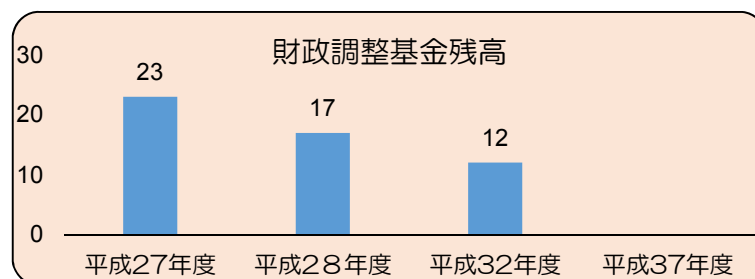
第5次総合計画を策定する上で、その前提となる基礎資料として作成した財政推計は、次のとおりです。

③財政調整基金残高

平成27年度決算での財政調整基金残高は、約23億円です。

平成28年度から第5次総合計画前期基本計画がスタートしていますが、スタート時の見通しは約17億円、5年後の32年では行政経営改革を行うことで財政調整基金残高を12億円と見込んでいます。

単位：億円



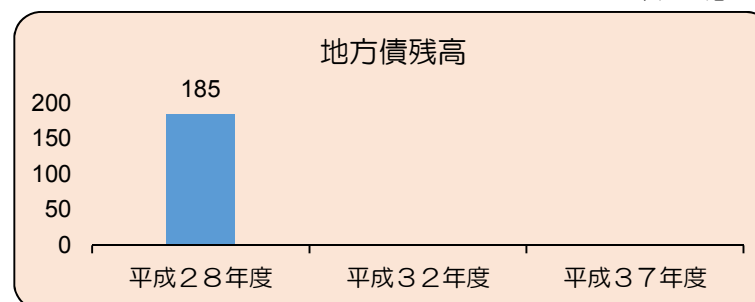
出典：第5次総合計画基本構想前期基本計画

④地方債残高

平成28年度末の地方債残高見込みは、約185億円です。

第5次総合計画前期基本計画に基づき庁舎建設などの新規事業を実施することから、地方債残高は増加する可能性は高いと捉えています。

単位：億円



出典：財政課資料

6 おわりに

我が国における人口減少と超高齢化社会の到来は、今まで経験したことのない大きな課題であり、国を挙げた対応が求められています。

白井市においても同様で、人口は平成32年度をピークに減少し、老年人口割合は、25年後の平成52年には35%を超えると推計しています。

こうした人口減少や少子化・高齢化の進行により、消費の縮小や労働力の減少、社会保障費の増加など、さまざまな影響を及ぼすことが懸念され、これらにより財政規模の縮小が予想されています。

これらの課題を踏まえ、白井市でも将来を見据え、新たな時代に即した行政経営が必要です。

今回の行政経営改革では、単に従来の行財政改革の縮小・削減のみに焦点をあてた取り組みから脱却し、市民一人ひとりの生活を豊かにしながら、持続可能な財政運営の実現を目指します。

行政のあるべき姿や役割、責任を明らかにした上で、市民と行政との連携・協働により、行政サービスのあり方や提供主体、評価のあり方などを見直すこととしています。

加えて、公共施設等の老朽化対策に伴い、将来を見据え公共施設等の最適な配置の実現に取り組むこととしています。

行政経営改革には、特効薬はありませんが、市民の皆様に説明し、理解・納得を得ながら行政が一体となって、次世代を担う子どもたちに「健全なままの白井市」を引き継ぐため、行政経営改革に取り組んでいきます。

7 委員からのコメント

●伊藤伸会長

●関谷昇副会長

●関寛之委員

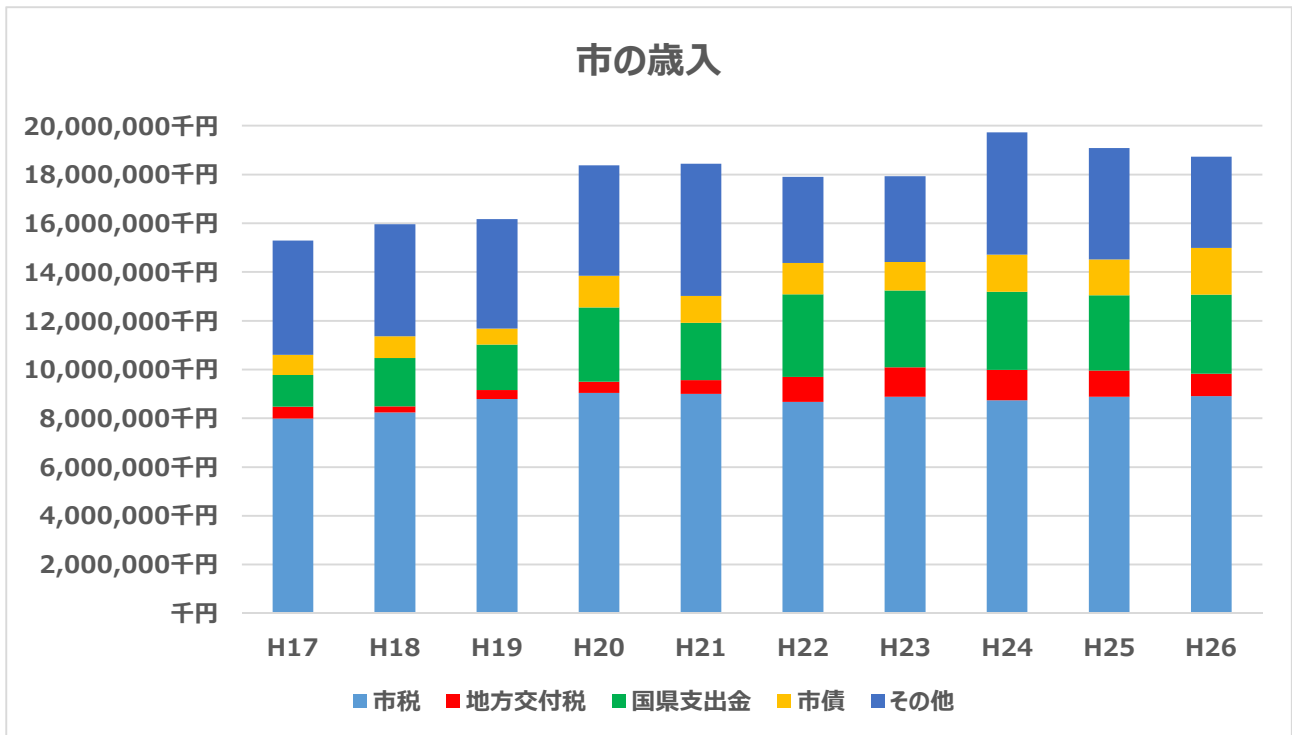
●沼尾波子委員

●吉田寛委員

8 資料編

白井市の一般会計の現状について

●市の主な歳入の推移



(資料) 決算カード

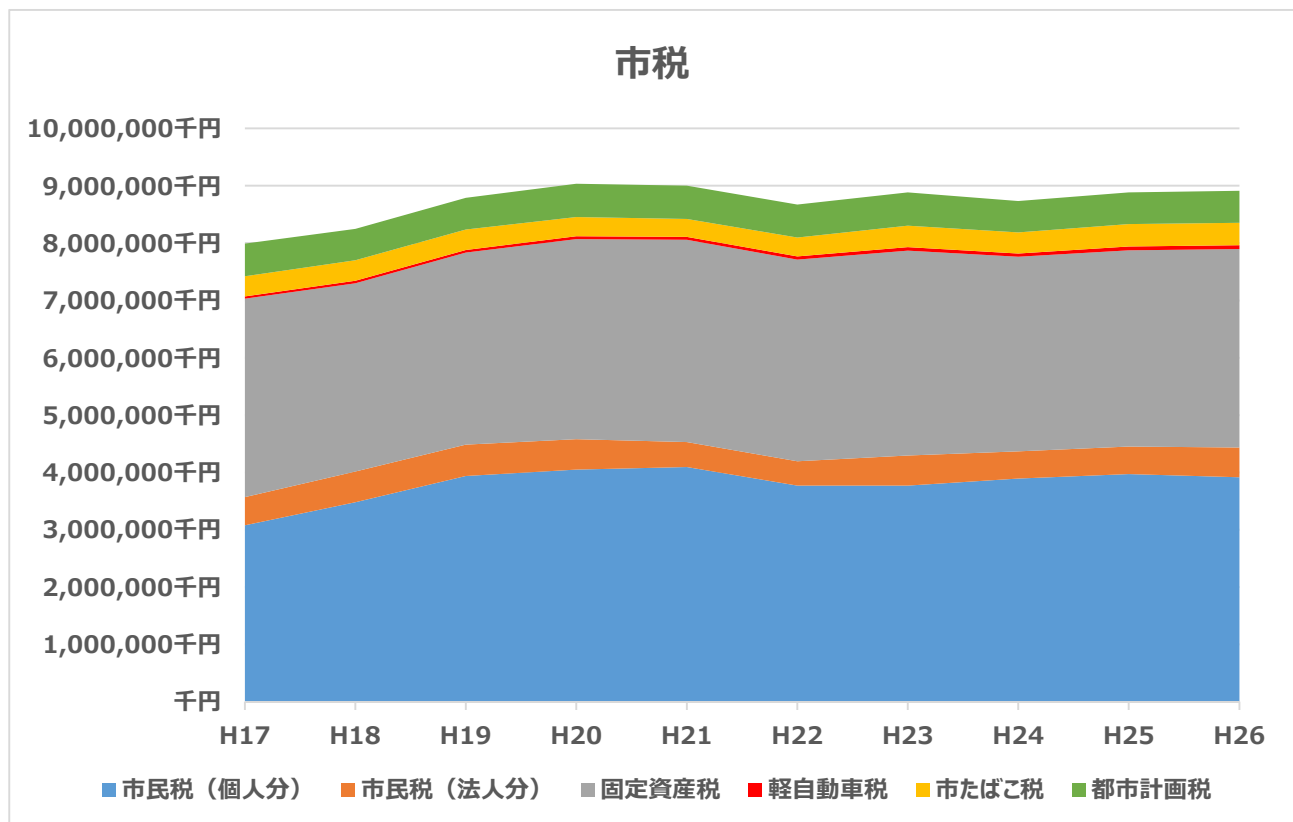
単位: 千円

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
市税	7,993,743	8,245,877	8,792,315	9,035,255	9,004,185	8,673,923	8,887,742	8,734,735	8,882,855	8,910,285
地方交付税	486,694	237,545	362,141	467,838	556,407	1,018,120	1,198,223	1,255,067	1,078,551	921,758
国県支出金	1,294,571	1,988,988	1,870,704	3,047,007	2,357,933	3,387,222	3,160,771	3,200,006	3,085,022	3,242,397
市債	830,800	888,500	659,911	1,303,708	1,104,157	1,287,856	1,169,310	1,524,162	1,465,446	1,920,671
その他	4,683,338	4,599,655	4,487,259	4,524,590	5,417,667	3,534,215	3,512,862	5,017,266	4,572,842	3,732,545
合計	15,289,146	15,960,565	16,172,330	18,378,398	18,440,349	17,901,336	17,928,908	19,731,236	19,084,716	18,727,656

〔補足〕

市税	市民や市内に事務所などを持つ法人などに納めていただく税金で、市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税などがあります。
地方交付税	全国どの市町村に住んでも一定水準の行政サービスが受けられるよう、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税といった国税の一定割合を財源として、国が一定基準により市に交付するものです。(平成27年度から、たばこ税は交付税の対象から外されます)
国庫支出金	国と市が共同で事業を行う場合、あらかじめ経費の負担割合を定めますが、それに基づいて、国が市に対して支出するものです。負担金、委託費、特定の施策の奨励、財政援助のための補助金などがあります。
県支出金	県が市に対して支出するものです。県自らの施策として単独で交付するものと、国庫支出金を県が経費の全部又は一部として交付するものがあります。
市債(地方債)	長期間にわたって利用することができ、多額の経費が必要なものの財源に充てるため、市が、政府や銀行などから調達する長期的な借入金です。
その他	地方譲与税、地方消費税交付金、使用料、手数料、諸収入などがあります。

●市税の推移



（資料）決算カード

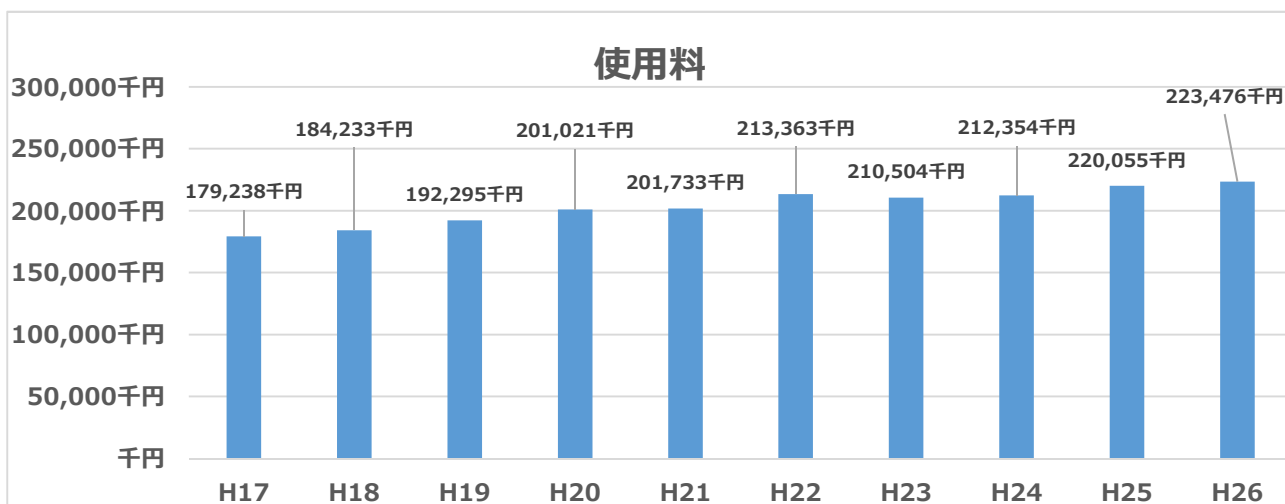
単位：千円

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
市民税（個人分）	3,078,157	3,480,820	3,939,321	4,050,367	4,090,732	3,767,712	3,766,714	3,894,432	3,969,925	3,911,697
市民税（法人分）	492,218	531,841	542,234	527,066	438,028	423,755	525,942	474,892	481,087	523,590
固定資産税	3,461,924	3,286,111	3,350,758	3,493,117	3,528,195	3,521,839	3,578,141	3,390,901	3,423,778	3,461,735
軽自動車税	40,234	42,832	46,498	49,261	52,716	55,403	58,597	59,997	64,140	68,220
市たばこ税	347,838	362,047	359,515	333,273	313,616	328,042	373,628	364,957	392,886	390,746
都市計画税	573,372	542,226	553,989	582,171	580,898	577,172	584,720	549,556	551,039	554,297
合計	7,993,743	8,245,877	8,792,315	9,035,255	9,004,185	8,673,923	8,887,742	8,734,735	8,882,855	8,910,285

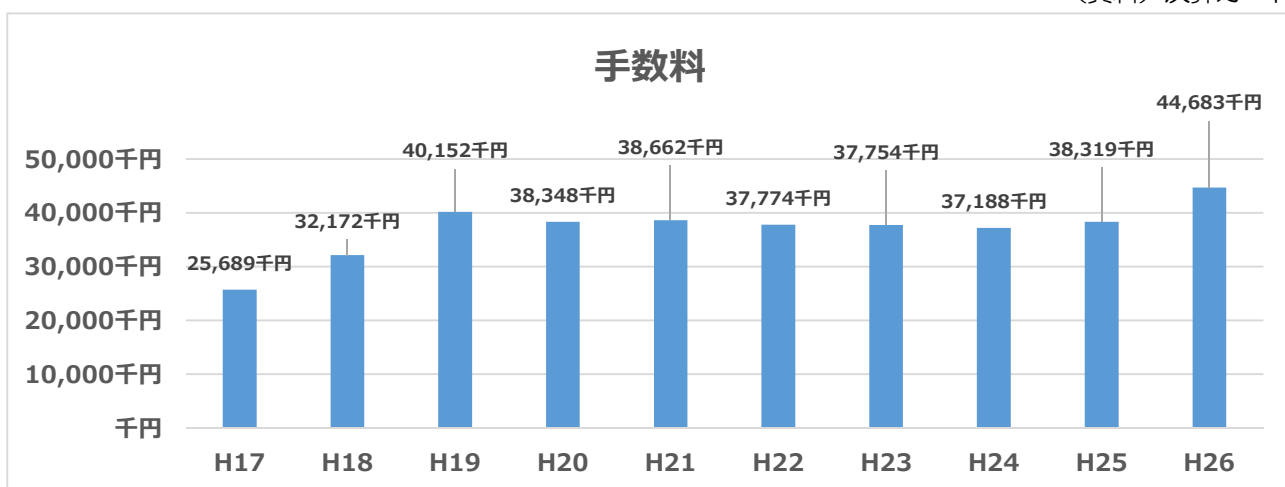
〔補足〕

個人市民税	前年1年間の給与、商店経営による売上げ、アパート等の賃貸料、株式等の譲渡益などの所得に対して課される税であり、原則として1月1日現在の住所地で課税されます。
法人市民税	市内に事務所や事業所がある法人に対して課される税であり、法人の収益に応じて計算される法人税割と、法人の規模によって課される均等割を合算して算出します。
固定資産税	土地・家屋（住宅、店舗、工場、事務所等）・償却資産（事業のために用いる構築物・機械等）を対象として、毎年1月1日現在に所有する方にその価格に応じて納めていただく税金です。
軽自動車税	毎年4月1日現在の原動機付自転車、軽自動車等の所有者にかかる税で、税率は種類別に1台当りの年税額で決められています。
市たばこ税	たばこの製造者（日本たばこ産業株式会社）、特定販売業者（外国産たばこの輸入を取り扱う者）又は卸売販売業者が、市内のたばこ小売販売業者に売り渡した製造たばこに対し、日本たばこ産業株式会社、特定販売業者又は卸売販売業者にかかる税金です。
都市計画税	街路・公園整備事業等の都市計画施設の建設・整備などの都市計画事業等の費用に充てるため、都市計画法による市街化区域内に所在する土地及び家屋を対象として、毎年1月1日現在に所有する方に土地及び家屋の価格に応じて固定資産税とあわせて納めていただく税金です。

●使用料、手数料、寄附金の推移

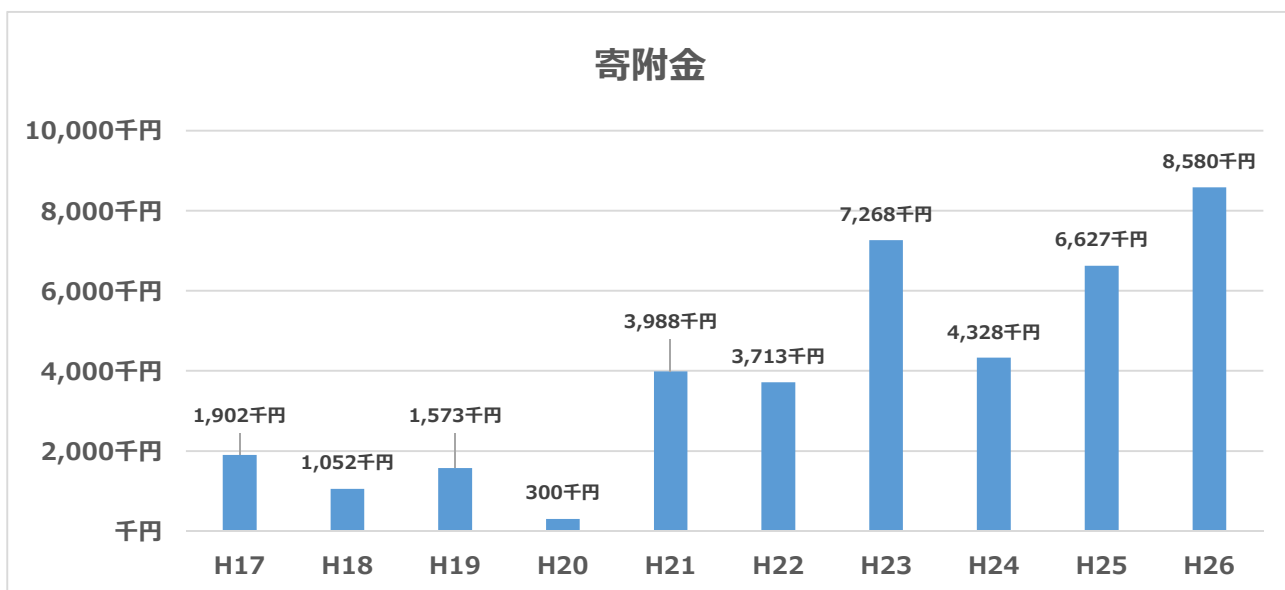


(資料) 決算カード



(資料) 決算カード

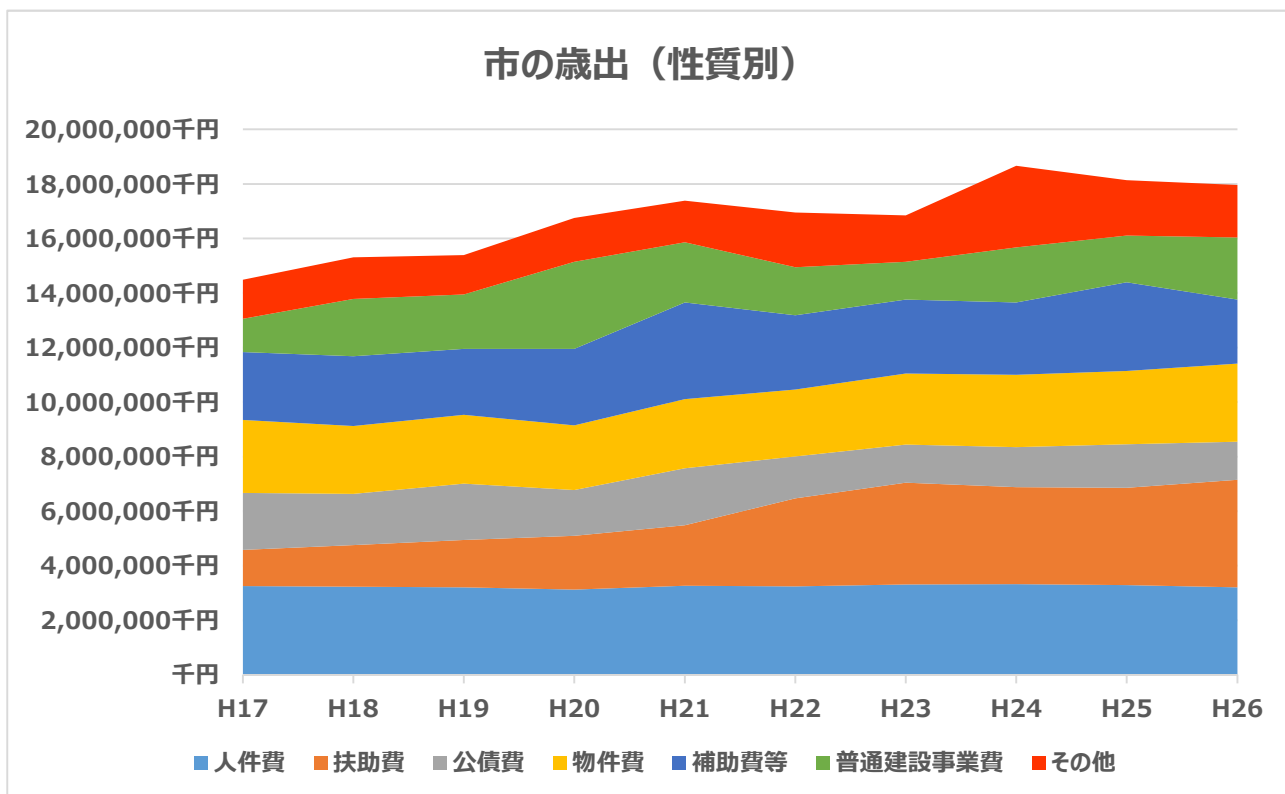
※ 使用料と手数料については、「使用料・手数料の見直しにあたっての考え方」に基づき、3年に1度見直しを行っている。



(資料) 決算カード

※ 平成24年10月に白井市まちづくり寄附金条例を制定し、市のまちづくりに賛同し、応援しようとする個人又は法人その他の団体から広く寄附金を募り、当該寄附金を財源として寄附者の意向を反映した事業を展開している。

●市の歳出（性質別）の推移



※「性質別」とは、歳出を「経済的性質ごとに分類して表す方法」です。

（資料）決算カード

単位：千円

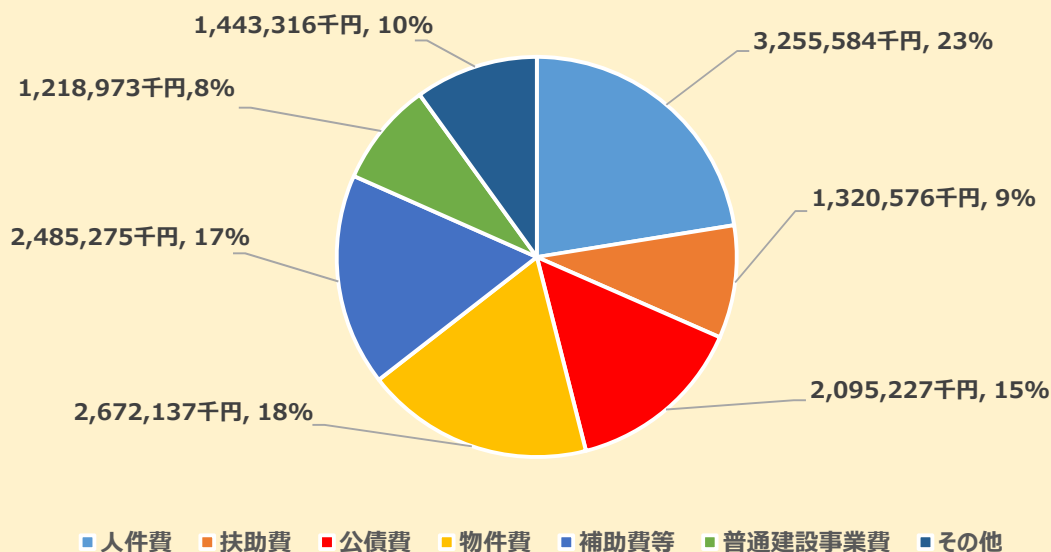
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
人件費	3,255,584	3,227,150	3,202,551	3,117,509	3,258,922	3,236,137	3,308,634	3,323,945	3,281,248	3,209,897
扶助費	1,320,576	1,528,868	1,736,876	1,973,750	2,226,373	3,227,075	3,728,764	3,556,073	3,577,475	3,937,193
公債費	2,095,227	1,872,487	2,072,351	1,676,613	2,085,692	1,543,540	1,406,634	1,460,585	1,591,814	1,402,164
物件費	2,672,137	2,491,549	2,519,185	2,374,127	2,537,894	2,448,348	2,603,243	2,656,498	2,685,372	2,863,079
補助費等	2,485,275	2,555,764	2,422,751	2,806,430	3,538,365	2,724,341	2,713,761	2,658,060	3,258,815	2,344,844
普通建設事業費	1,218,973	2,110,099	1,987,975	3,196,770	2,216,395	1,763,455	1,381,695	2,010,512	1,705,594	2,275,905
その他	1,443,316	1,525,746	1,450,480	1,607,085	1,523,776	2,008,919	1,698,478	2,998,216	2,035,472	1,926,254
合計	14,491,088	15,311,663	15,392,169	16,752,284	17,387,417	16,951,815	16,841,209	18,663,889	18,135,790	17,959,336

〔補足〕

人件費	職員の給与や議員、特別職の職員への報酬などの経費です。
扶助費	社会保障制度の一環として現金や物品などを支給される費用です。生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などの法令に基づくもののほか、子ども医療費の公費負担など市の施策として行うものも含まれます。
公債費	市債の元金・利子や一時借入金の利子を支払うための経費です。
物件費	人件費、扶助費、維持補修費などを除く、消費的な費用（支出の効果が単年度又は極めて短期間で終わるもの）の総称です。賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料などが含まれます。
補助費等	主に市が市内の団体などに補助するために交付する費用です。団体などへの補助金の他に、一部事務組合負担金、報償費などが含まれます。
普通建設事業費	道路の新設や施設の増改築・新設などの建設事業に要する費用です。工事請負費、設計監理委託料のほか、資本形成に係る補助金や人件費なども含まれます。
その他	市が管理する公共用又は公用施設等の効用を維持するための費用である維持補修費、基金等に積み立てるための費用である積立金などがあります。

●市の歳出（性質別）の年度間の構成比

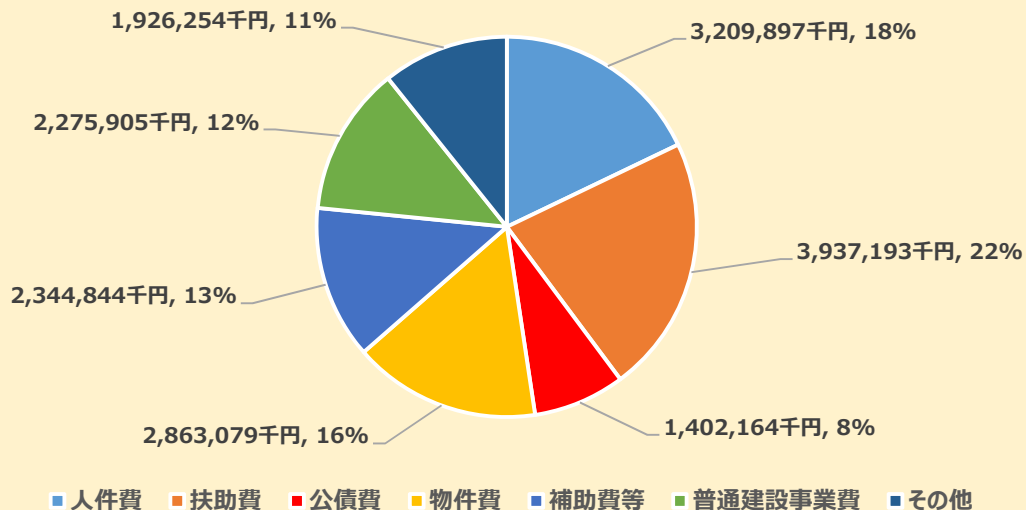
平成17年度 歳出（性質別）



（資料）決算カード

9年後

平成26年度 歳出（性質別）

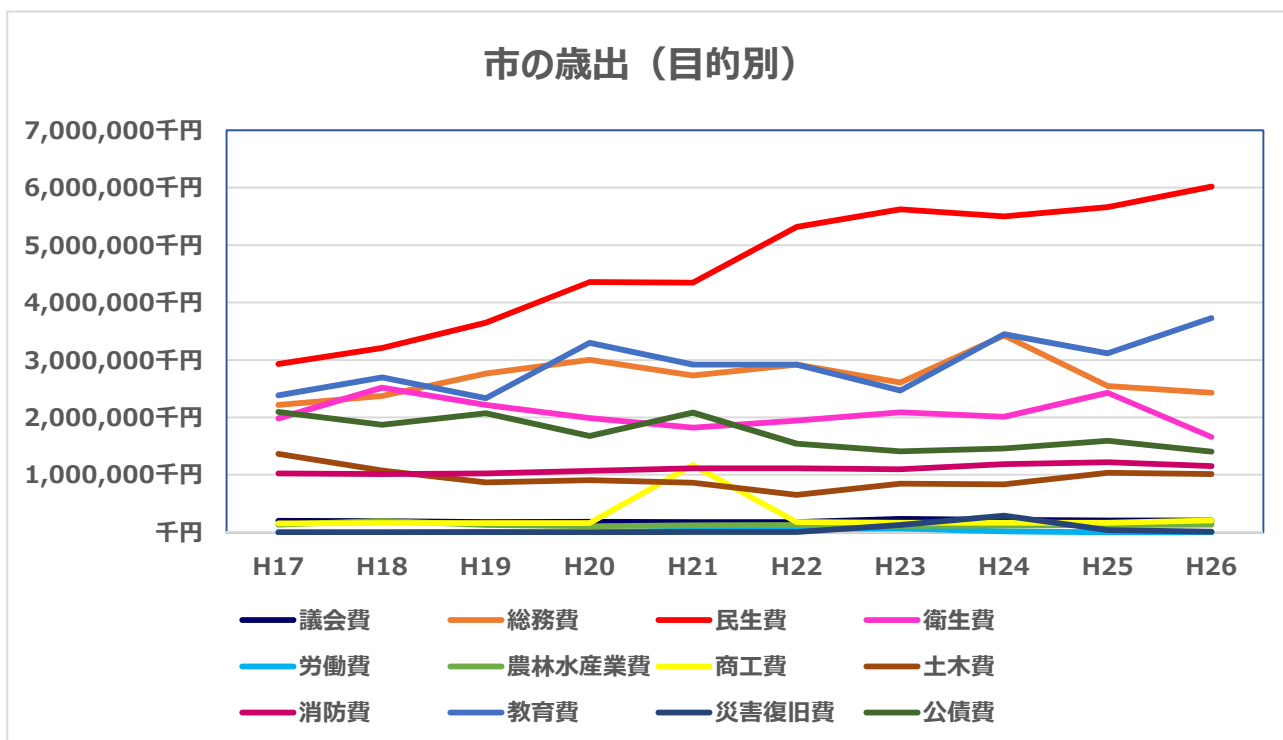


（資料）決算カード

◎平成17年度から平成26年度までの9年間で、

扶助費は、2.98倍に増加
 普通建設事業費は、1.86倍に増加
 公債費は、33パーセント減
 人件費、物件費、補助費等は、ほぼ変わらず。

●市の歳出（目的別）の推移



（資料）決算カード

※「目的別」とは、市がどんな行政目的のためにどれくらいの支出をするのかという視点から分類する方法です。

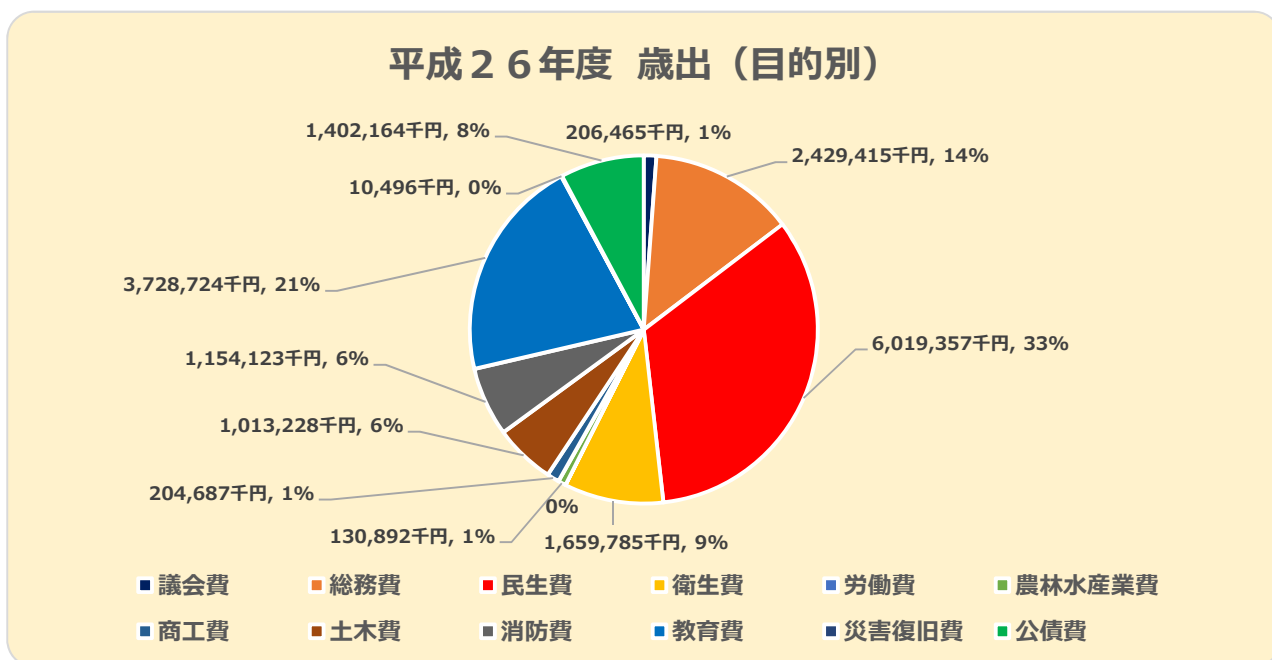
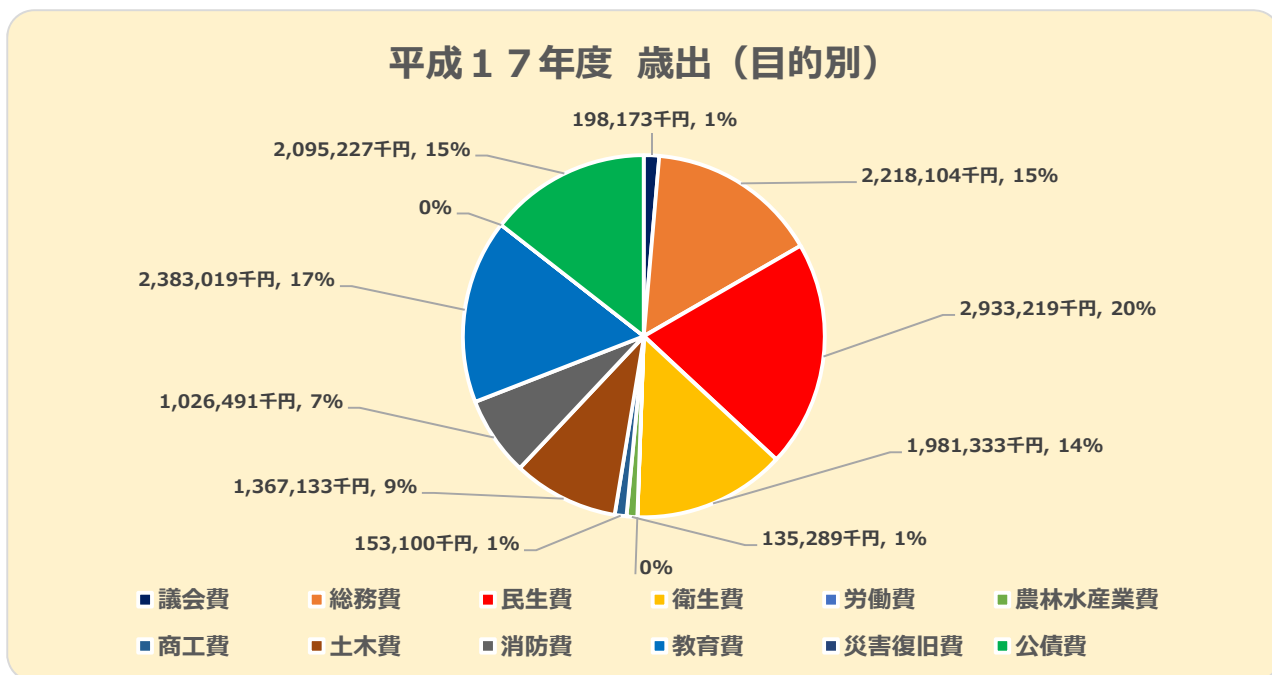
単位：千円

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
議会費	198,173	195,251	175,154	182,311	176,605	179,998	233,240	214,718	206,763	206,465
総務費	2,218,104	2,371,375	2,763,762	3,004,449	2,728,449	2,919,411	2,609,590	3,424,953	2,544,002	2,429,415
民生費	2,933,219	3,210,537	3,646,777	4,355,122	4,343,585	5,317,572	5,623,630	5,498,027	5,658,797	6,019,357
衛生費	1,981,333	2,515,644	2,219,469	1,990,879	1,824,190	1,942,192	2,089,567	2,009,826	2,429,265	1,659,785
労働費	0	0	0	0	30,696	57,842	64,288	14,350	0	0
農林水産業費	135,289	197,172	125,487	105,088	121,887	128,009	109,846	114,194	126,317	130,892
商工費	153,100	162,796	158,468	161,528	1,168,857	176,832	164,483	167,362	165,935	204,687
土木費	1,367,133	1,076,871	869,861	907,568	863,319	651,056	844,105	834,141	1,037,975	1,013,228
消防費	1,026,491	1,010,699	1,023,256	1,068,010	1,115,751	1,112,692	1,098,694	1,186,678	1,219,498	1,154,123
教育費	2,383,019	2,698,831	2,335,011	3,300,716	2,922,209	2,919,985	2,469,423	3,447,770	3,114,513	3,728,724
災害復旧費	0	0	2,573	0	6,177	2,686	127,709	291,285	40,911	10,496
公債費	2,095,227	1,872,487	2,072,351	1,676,613	2,085,692	1,543,540	1,406,634	1,460,585	1,591,814	1,402,164
合計	14,491,088	15,311,663	15,392,169	16,752,284	17,387,417	16,951,815	16,841,209	18,663,889	18,135,790	17,959,336

〔補足〕

議会費	市議会運営のための経費です。
総務費	人事、企画、財政、徴税、戸籍、統計や交通安全など他部門に属さない事業に要する経費です。
民生費	障害者福祉、児童福祉、高齢者福祉、生活保護、福祉医療、国民年金などの事業に要する経費です。
衛生費	健康対策、母子保健、廃棄物処理、公害対策などの事業に要する経費です。
農林水産業費	農業振興などの事業に要する経費です。
商工費	商工業振興などの事業に要する経費です。
土木費	道路、河川、公園などの社会資本整備のための経費です。
消防費	火災、風水害、地震、消防団活動、消防防災対策などの事業に要する経費です。
教育費	学校教育・生涯学習の充実、文化・スポーツ振興などの経費です。
災害復旧費	大雨、暴風、地震などの災害により被災した施設を復旧するための経費です。
公債費	市債（市の借金）を返済する元利償還金（元金と利子）と一時的な借入れをした場合の支払利息のことをいいます。

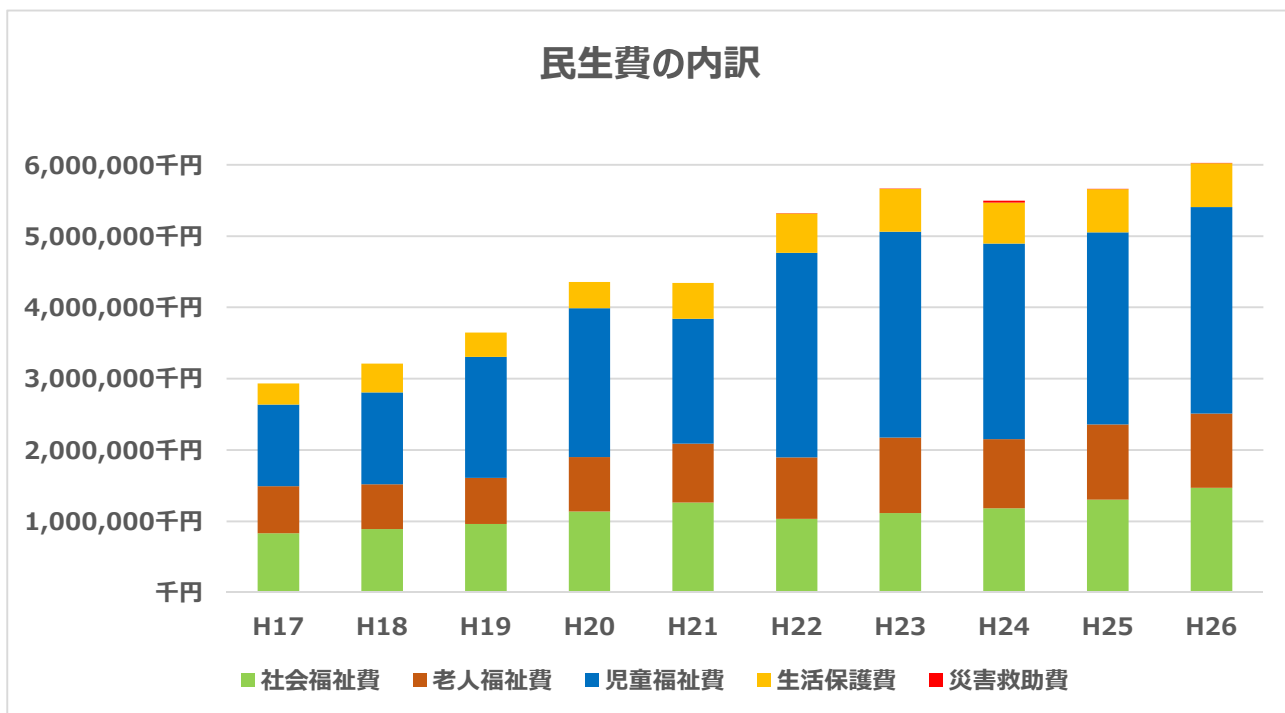
●市の歳出（目的別）の年度間の構成比



◎平成17年度から平成26年度までの9年間で、

民生費は、2.05倍に増加
 教育費は、1.56倍に増加
 土木費は、26パーセント減
 公債費は、33パーセント減

●民生費の推移



(資料) 決算カード

単位: 千円

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
民生費	2,933,219	3,210,537	3,646,777	4,355,122	4,343,585	5,317,572	5,623,630	5,498,027	5,658,797	6,019,357
社会福祉費	830,587	892,056	962,877	1,138,923	1,263,078	1,033,308	1,114,343	1,183,320	1,302,704	1,471,166
老人福祉費	660,179	625,643	643,823	761,110	824,007	860,514	1,061,434	968,374	1,056,528	1,040,901
児童福祉費	1,144,958	1,290,418	1,700,871	2,085,873	1,751,630	2,869,362	2,883,875	2,743,082	2,692,786	2,893,229
生活保護費	297,495	402,420	339,206	369,216	504,870	554,206	601,581	574,990	606,739	613,965
災害救助費	0	0	0	0	0	182	7,397	28,261	40	96

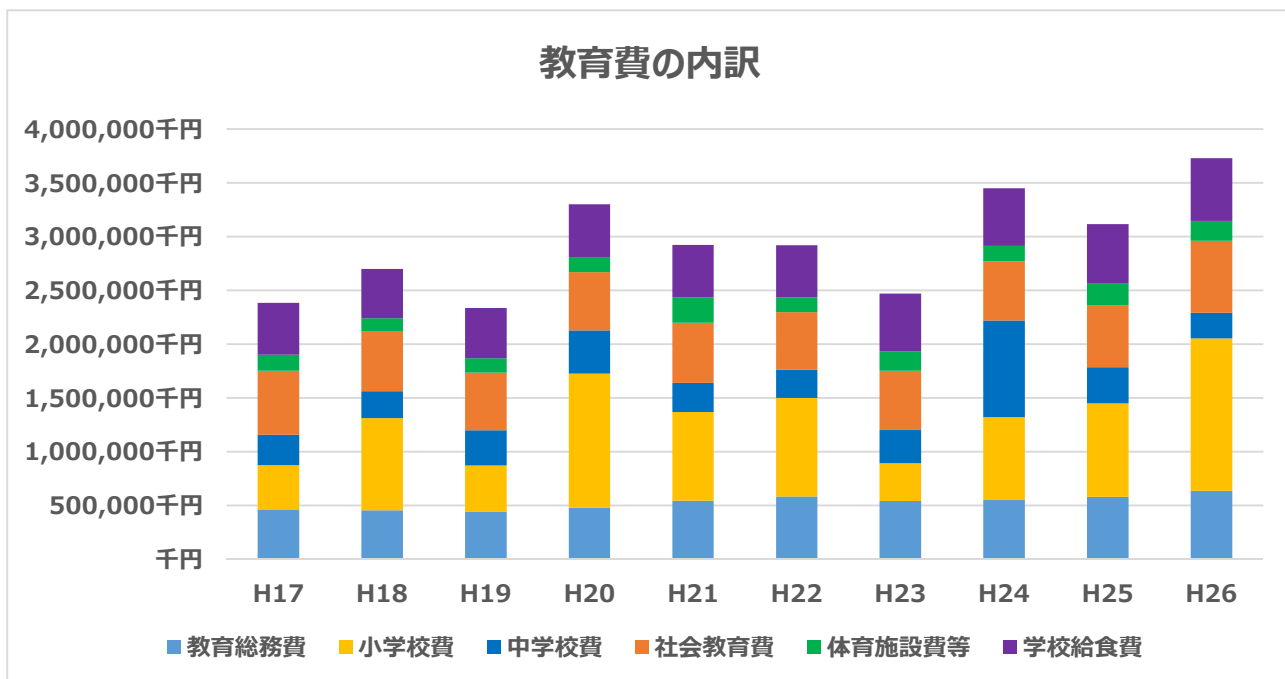
◎平成17年度から平成26年度までの9年間で、

社会福祉費は、1.77倍に増加
 老人福祉費は、1.58倍に増加
 児童福祉費は、2.53倍に増加
 生活保護費は、2.06倍に増加

〔補足〕

社会福祉費	福祉事務所、障害者、国民健康保険事業会計への繰出金などに要する経費です。
老人福祉費	老人福祉法に基づく老人福祉、後期高齢者医療事業会計及び介護保険事業会計への繰出金などに要する経費です。
児童福祉費	児童福祉法に基づく措置費、児童館、保育所等の児童福祉施設に要する経費、児童手当です。
生活保護費	生活保護法に基づく扶助費等です。

●教育費の推移



(資料) 決算カード

単位：千円

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
教育費	2,383,019	2,698,831	2,335,011	3,300,716	2,922,209	2,919,985	2,469,423	3,447,770	3,114,513	3,728,724
教育総務費	457,027	456,027	441,656	477,882	544,732	582,850	541,009	549,008	579,023	635,742
小学校費	417,099	855,963	428,750	1,246,902	822,989	917,109	350,071	771,954	870,409	1,417,605
中学校費	282,472	250,038	329,764	402,794	270,441	261,713	309,975	899,681	336,325	238,939
社会教育費	596,509	559,161	534,358	542,062	561,383	536,323	550,176	549,973	576,404	669,584
体育施設費等	147,487	119,546	132,891	138,973	234,152	135,269	180,100	142,675	200,114	184,517
学校給食費	482,425	458,096	467,592	492,103	488,512	486,721	538,092	534,479	552,238	582,337

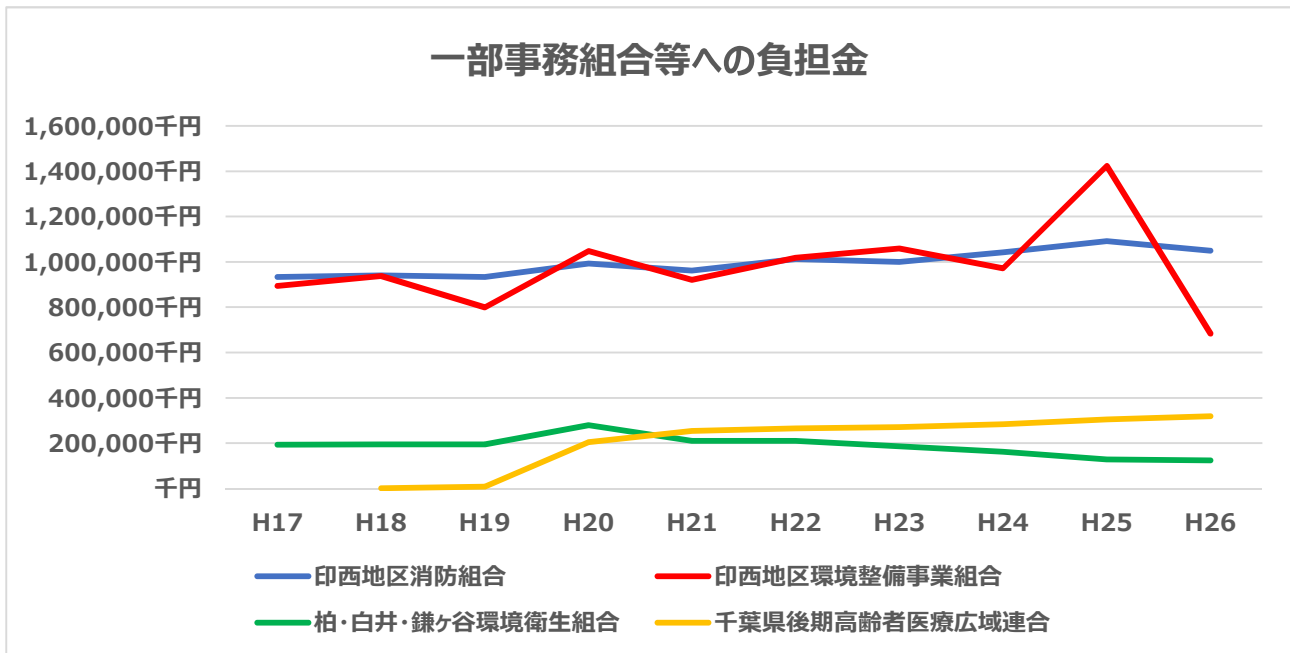
◎平成17年度から平成26年度までの9年間で、

教育総務費は、1.39倍に増加
 小学校費は、3.40倍に増加
 中学校費は、15パーセント減
 社会教育費は、1.12倍に増加
 体育施設費等は、1.25倍に増加
 学校給食費は、1.21倍に増加

〔補足〕

教育総務費	教育委員会の運営、教育財産の管理、教育研究に要する経費です。
小学校費	一般需要費、就学奨励補助、学校校舎・附属施設の新改築に要する経費です。
中学校費	小学校費に準ずる。
社会教育費	社会教育法に基づく社会教育活動、公民館、図書館等の社会教育施設、文化財の保護に要する経費です。
体育施設費等	体育振興、市民グラウンドなどの建設・運営に要する経費です。
学校給食費	義務教育学校の給食に要する経費です。

●一部事務組合等への負担金の推移



(資料) 決算カード

単位：千円

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
印西地区消防組合	933,106	940,787	933,024	993,112	961,917	1,013,168	999,224	1,041,847	1,091,865	1,049,444
印西地区環境整備事業組合	894,307	937,558	798,730	1,047,889	920,580	1,018,853	1,058,572	972,260	1,424,055	683,685
柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合	192,975	194,652	194,044	279,166	210,098	209,551	186,454	161,962	128,053	123,621
千葉県後期高齢者医療広域連合		304	7,788	204,157	253,435	264,896	271,356	282,907	305,314	318,885

〔補足〕

名称	主な事務
印西地区消防組合	消防に関する事務（消防団に関する事務を除く。）を共同で処理する。
印西地区環境整備事業組合	一般廃棄物（し尿を除く。）の収集、運搬及び処分、余熱利用施設、墓地、火葬場、斎場、平岡自然の家の設置、管理及び運営に関する事務を共同で処理する。
柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合	し尿処理に関する事務、組合の施設周辺の環境整備を図る施設に関する事務を共同で処理する。
千葉県後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、被保険者の資格の管理に関する事務、医療給付に関する事務、保険料の賦課に関する事務、保健事業に関する事務、その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務を処理する。

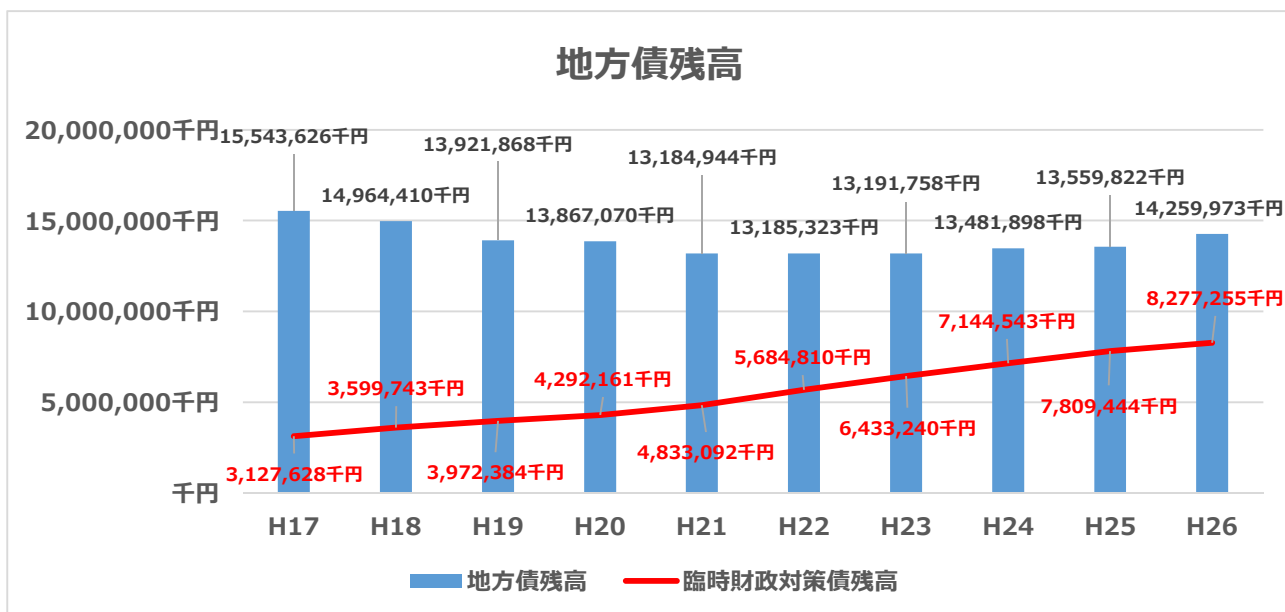
〔白井市の組合負担金の推計〕

単位：千円

	H28	H29	H30	H31	H32	推移
印西地区消防組合	1,100,405	1,140,748	1,119,980	1,215,891	1,206,342	
印西地区環境整備事業組合	728,904	703,587	775,148	718,206	883,208	
柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合	140,316	135,691	131,072	133,917	—	

(資料) 一部組合資料に基づき作成

●地方債残高の推移

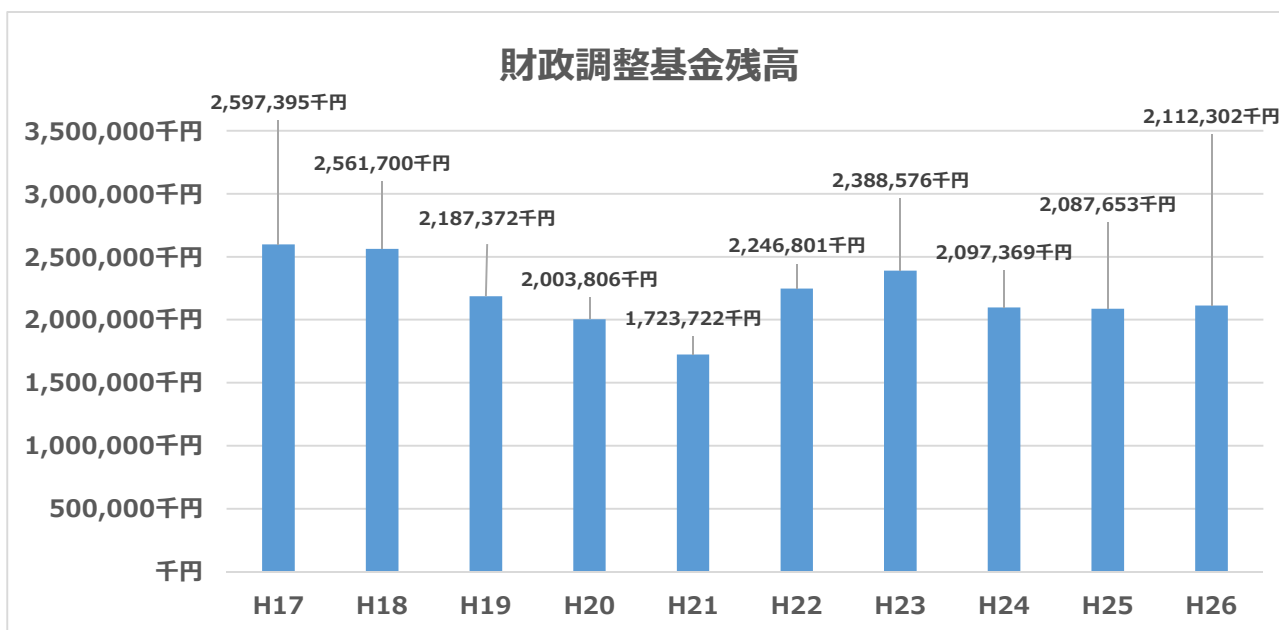


(資料) 決算カード

※ 地方債とは、地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一会計年度を超えて行われるものをいいます。地方債は原則として、公営企業（交通、ガス、水道など）の経費や建設事業費の財源を調達する場合等、地方財政法第5条各号に掲げる場合においてのみ発行できることとなっています。

※ 交付税総額が不足する場合、平成12年度までは交付税及び譲与税配付金特別会計で借り入れて総額が確保されましたが、平成13年度の地方財政対策の見直しで、国と地方の責任の明確化や国、地方を通ずる財政の透明化を図るため、不足額を国と地方で折半し、地方分について各団体が地方債を発行して補てんすることとされました。この地方債が「臨時財政対策債」で、地方財政法第5条の特例となる地方債（一般的に赤字地方債と言われています）です。

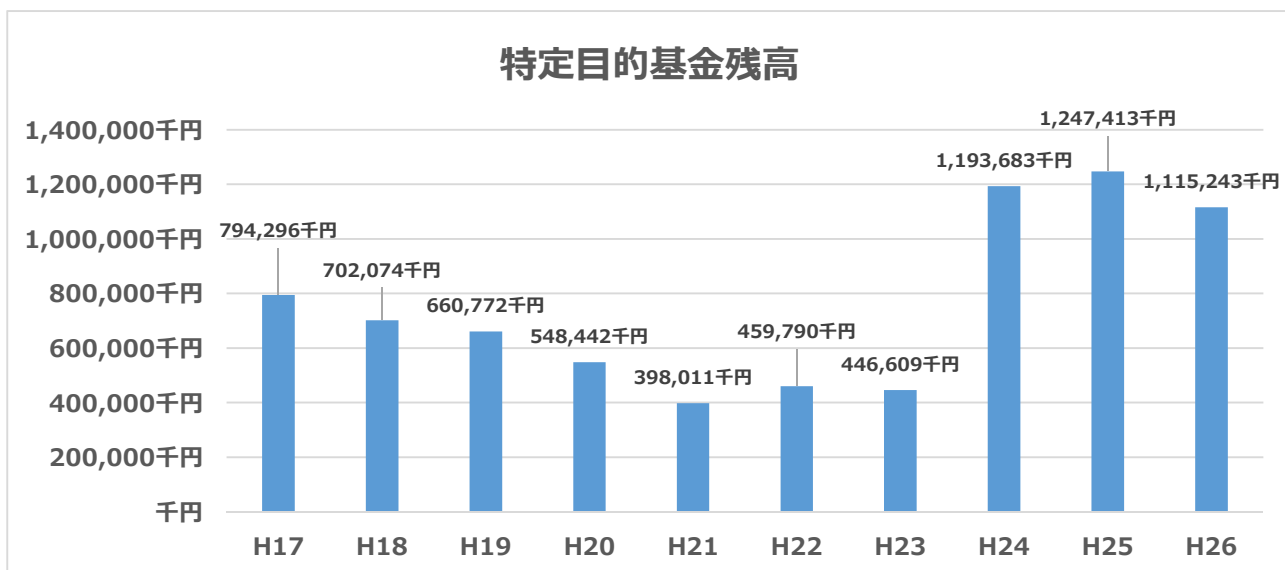
●財政調整基金残高の推移



(資料) 決算カード

※ 財政調整基金とは、年度によって生じる財源の不均衡を調整するために、財源に余裕がある年度に積み立てておくもので、市の貯金のことです。

●特定目的基金残高の推移



(資料) 決算カード

※ 特定目的基金とは、特定の事業の財源とするために市が資金を積み立てておく預金のことです。

白井市には、公共施設の整備及び保全に必要な財源となる「公共施設整備保全基金」、社会福祉事業を強化推進するための財源となる「社会福祉事業推進基金」、国際交流の振興に必要な財源となる「国際交流基金」、寄附金を財源として寄附者の意向を反映した事業を展開する「まちづくり寄附金基金」などがあります。

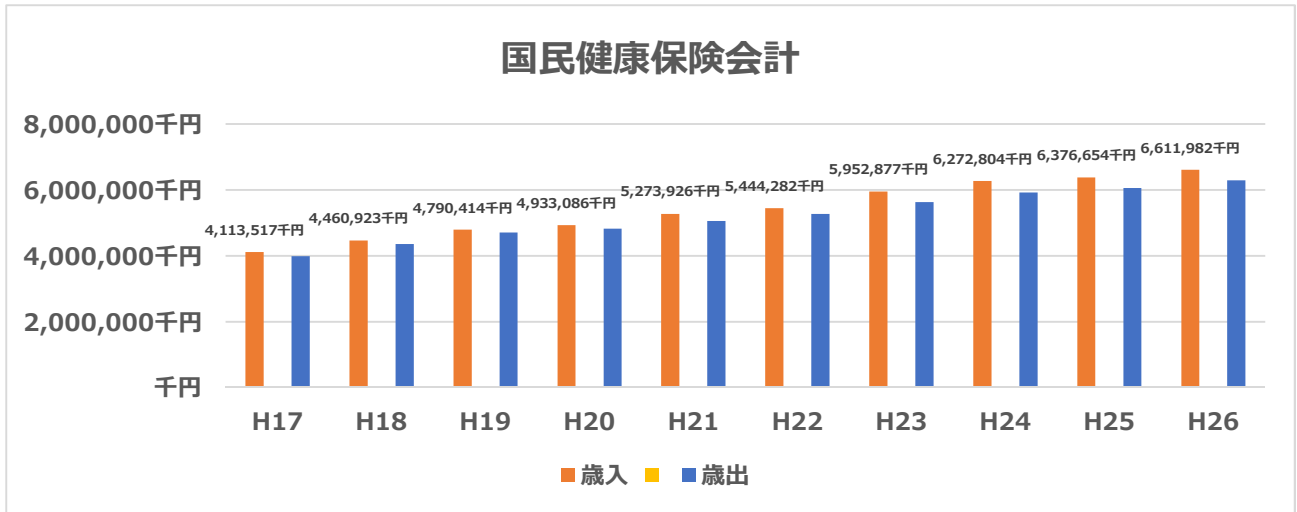
〔平成26年度末の特定目的基金残高〕

基金名称	基金残額
社会福祉事業推進基金	213,668,680円
減債基金	614,524円
国際交流基金	34,601,591円
公共施設整備保全基金	857,458,300円
まちづくり寄附金基金	8,710,970円

(資料) 平成26年度決算書

白井市の特別会計について

●国民健康保険会計の推移

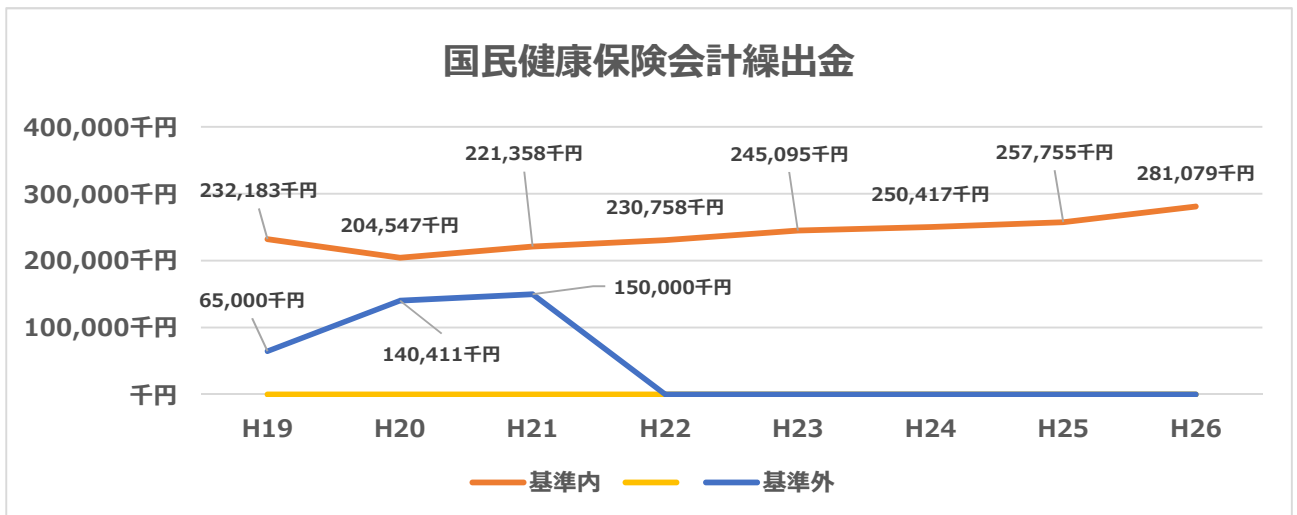


国民健康保険制度は、医療費水準の高い高齢者や保険税の負担能力の低い低所得者が多く加入しているという構造的な問題を抱えており、当市においても同様な状況である。

このような状況の中、当市は被保険者の医療費に係る医療給付をはじめとする保険給付費の増額に伴い、歳入歳出予算ともに増加傾向にある。また、一方で歳入の根幹をなす保険税収納額は減少傾向にある。

今後については、急速な高齢化等による医療費の更なる増加が見込まれており、国民健康保険の運営は困難な状況が想定されているため、医療費の適正化等、各保険者（市）の努力が必要とされている。

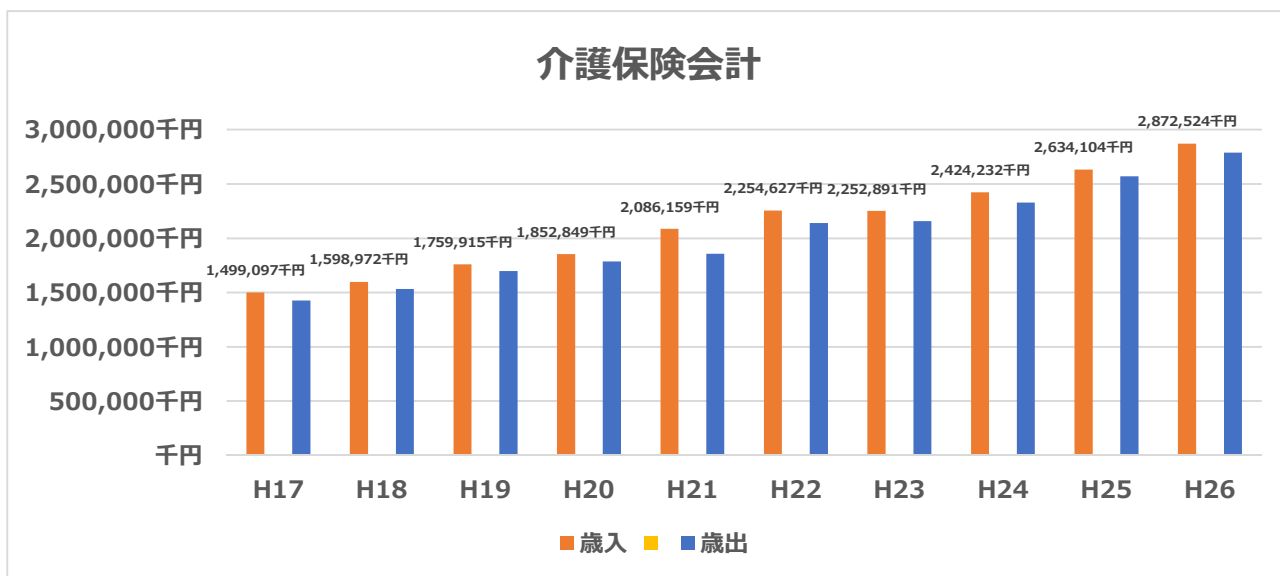
●国民健康保険会計の繰出金の推移



繰入金については、国の低所得者対策に伴う財源不足を補てんするための繰入金（保険基盤安定繰入金）が増加するとともに、加入者の医療費の増加に伴い、加入者1人当たりの医療費等を積算基礎とする繰入金（財政安定化支援事業繰入金）が増加傾向にあり、繰入金全体についても増加している。

今後については、医療費の適正化等を推進することにより、市からの財政負担の軽減が見込める一方、平成27年5月に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、平成30年度から国保の財政管理が都道府県に移管されることから、平成30年度以降の見込みは不透明な状況である。

●介護保険会計の推移



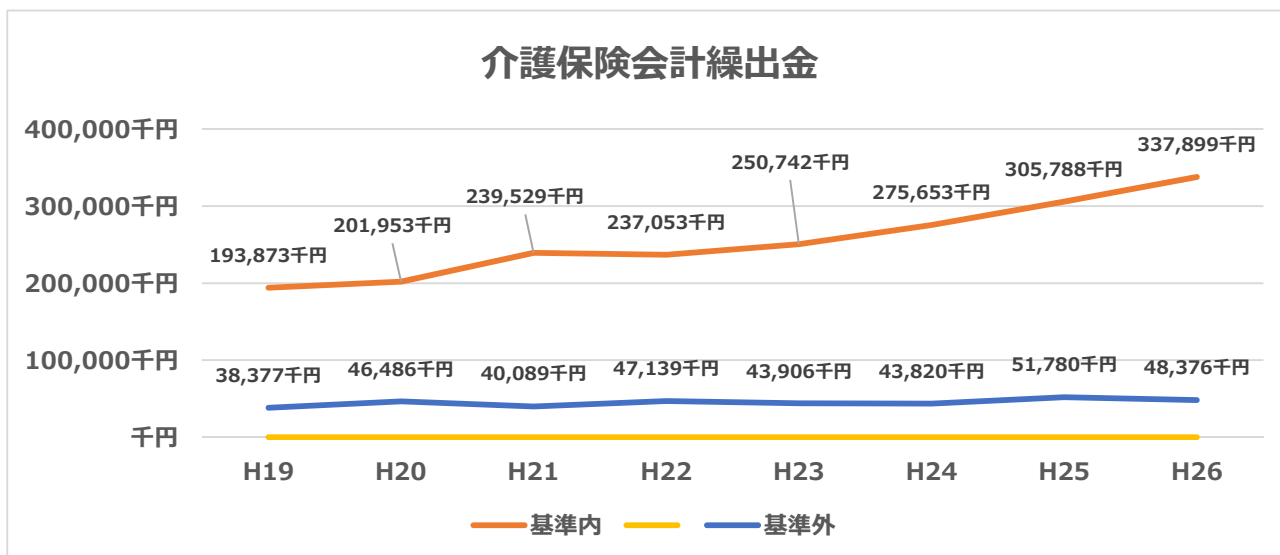
第6期計画期間（H27～H29年度）においては、高齢者及び介護認定者の増加、介護施設の新たな開設などにより市の介護保険事業は規模が拡大していくことが見込まれる。介護保険給付費で見た場合、3年間で108億4,700万円となるが見込まれ、第5期計画期間から約31億円の増額となる見込みである。

〔介護保険給付費の見込み〕

単位：千円

H27 年度	H28 年度	H29 年度	合計
3,158,717	3,633,579	4,053,969	10,846,265

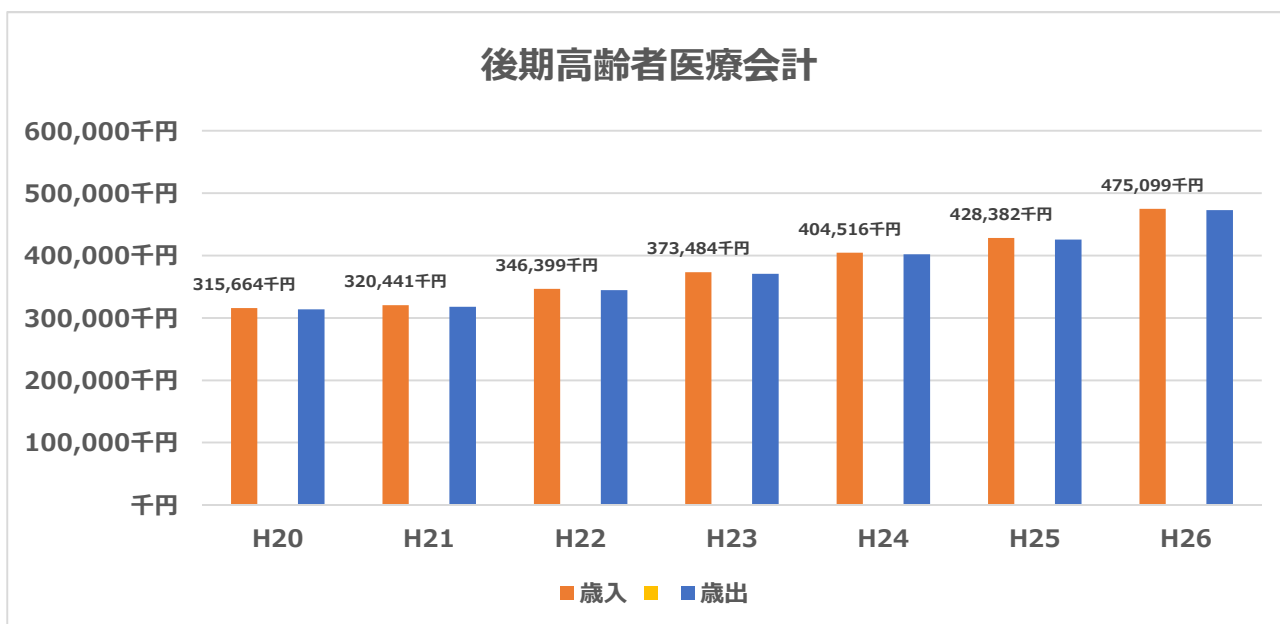
●介護保険会計の繰出金の推移



基準内の繰出金については、12.5%の法定負担割合（一部19.5%）に基づく負担であり、介護保険会計の介護保険給付費に比例して増加するため、今後も繰出金の増加が見込まれる。

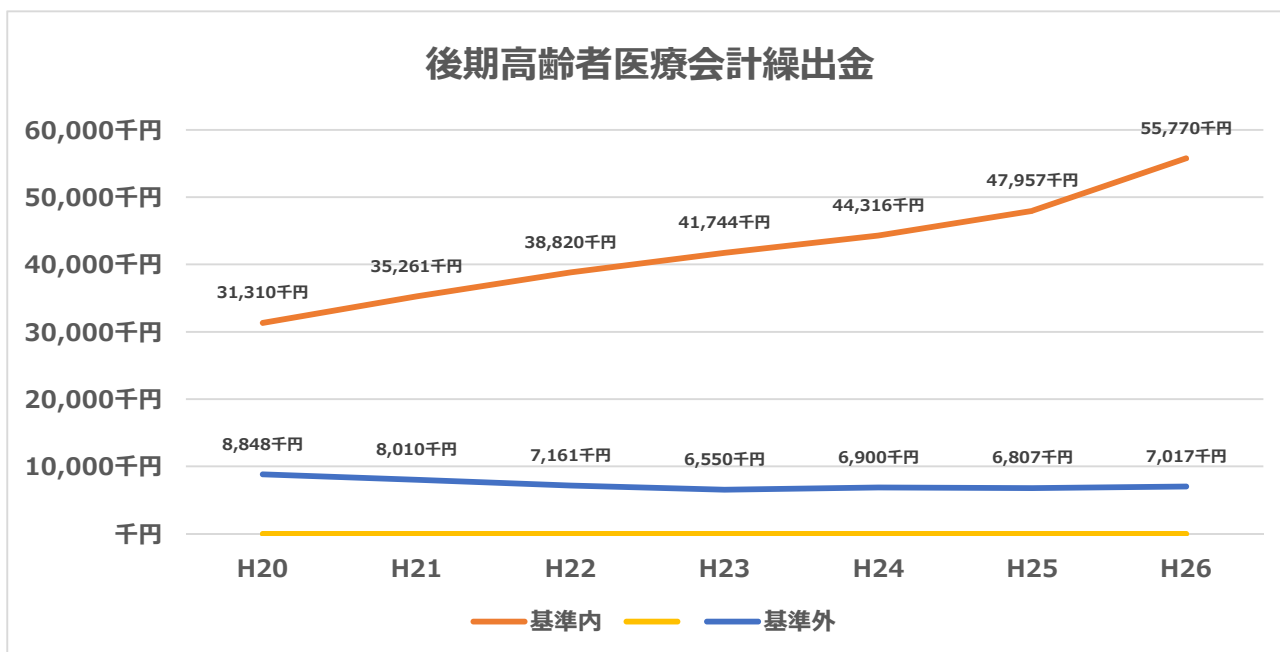
基準外の繰出については、現状の数値で推移することが見込まれる。

●後期高齢者医療会計の推移



医療保険制度における最後の受け皿である後期高齢者医療制度においては、平均寿命の延伸に伴い、被保険者数が増加傾向にあることから、予算についても増加傾向が続くものと推測する。

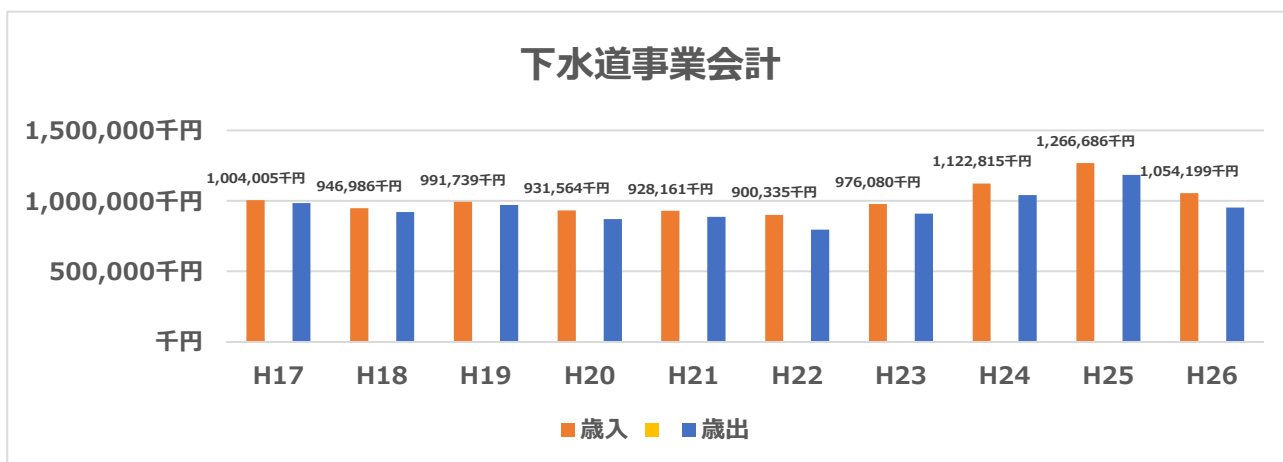
●後期高齢者医療会計の繰出金の推移



繰入金のうち、保険料の軽減に伴う額を県（3/4 負担）及び市（1/4 負担）で補うための保険基盤安定繰入金については、被保険者の増加が見込まれることなどから、今後も増加傾向で推移するものと推測する。また、保険料の徴収等、市で行う後期高齢者医療事務に要する費用に充てるための事務費繰入金は、ここ数年横ばい傾向であり、今後も同等に推移するものと推測する。

なお、市としては健康寿命の延伸を図り、高齢者の健康づくりを進めることで医療費の抑制にもつながり、市財政への影響を軽減させられるものと考えます。

●下水道事業会計の推移



〔下水道事業会計の推計〕 白井市下水道事業第3次中期経営計画

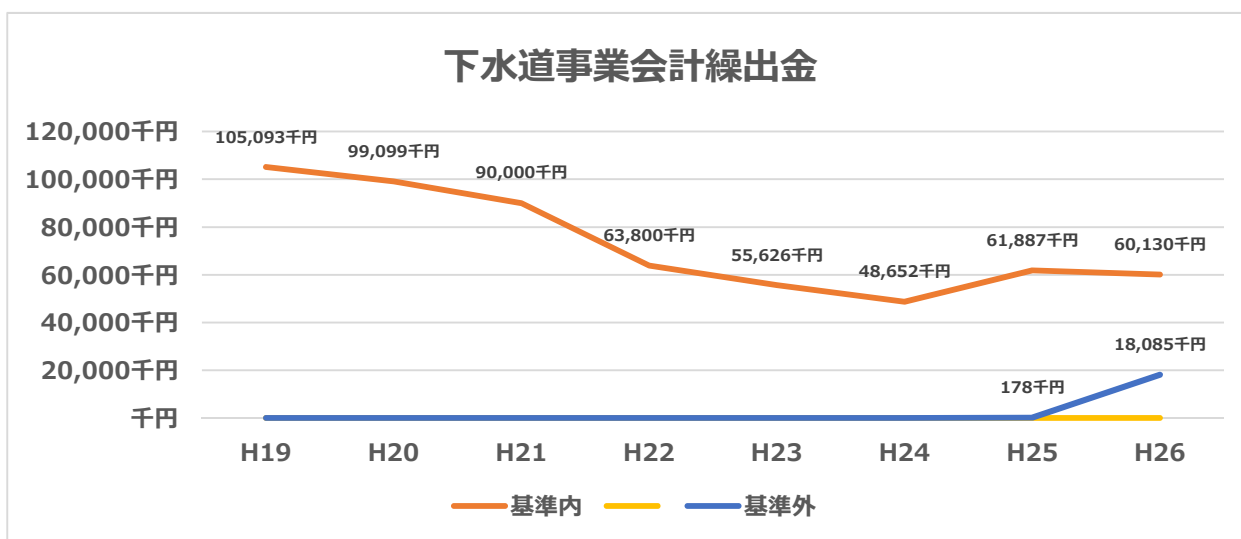
単位：千円

	歳入	歳出		歳入	歳出
H27年度	989,666	969,666	H30年度	1,038,389	1,029,031
H28年度	1,051,757	1,037,386	H31年度	913,178	893,917
H29年度	1,084,129	1,078,550	H32年度	928,961	908,784

〔今後の主な事業〕

- ・地方公営企業会計移行事務（H28～H31） H32から適用実施
- ・ストックマネジメント計画に基づく下水道施設の維持管理（H28～H29 計画策定、 H29以降調査、詳細設計、修繕工事）
- ・白井地区・富士地区の市街化区域における雨水排水整備（事業完了目標：H57）

●下水道事業会計の繰出金の推移



〔繰入の見込み〕 白井市下水道事業第3次中期経営計画

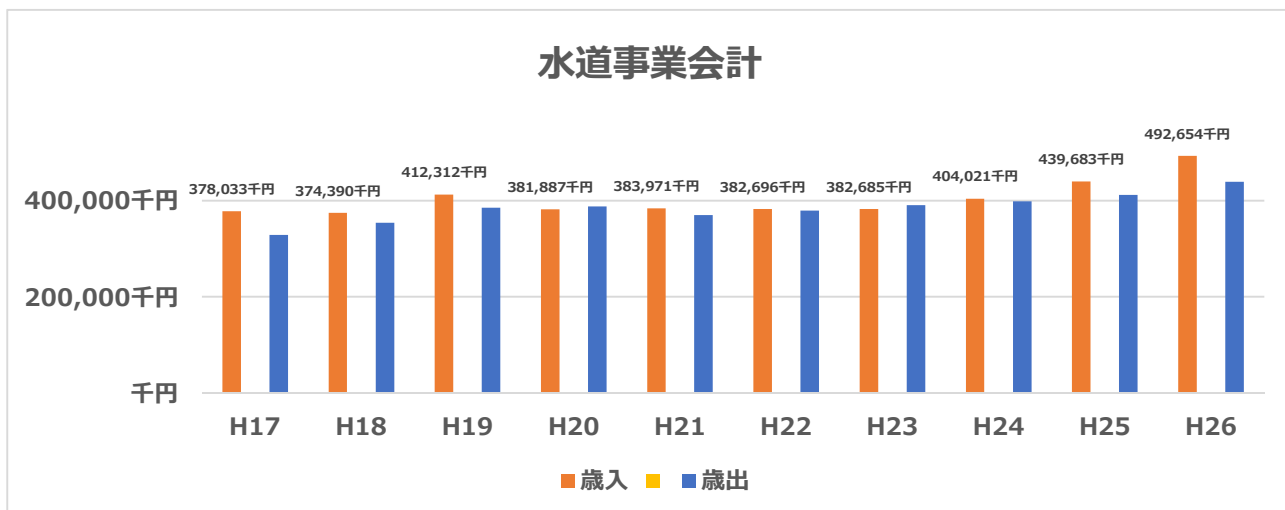
単位：千円

	基準内	基準外		基準内	基準外
H27年度	81,002	0	H30年度	82,082	0
H28年度	73,452	0	H31年度	82,200	0
H29年度	76,349	0	H32年度	98,214	0

〔補足〕

- ・基準内繰入 → 総務省通知による地方公営企業繰出し基準及び雨水処理に要する経費
- ・基準外繰入 → 汚水事業における起債対象外経費等の歳出補てん分

●水道事業会計の推移



〔水道事業会計の推計〕 白井市水道事業第3次中期経営計画

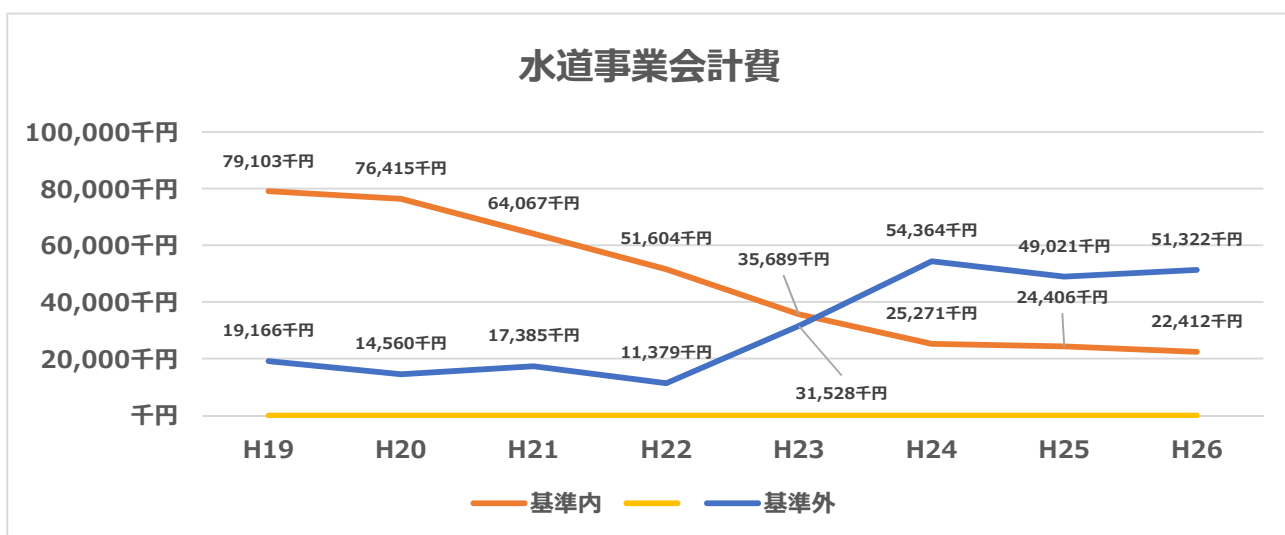
単位：千円

	収入	支出		収入	支出
H27年度	610,446	634,469	H30年度	902,106	948,472
H28年度	976,055	1,018,276	H31年度	541,312	578,876
H29年度	1,046,359	1,087,683	H32年度	557,189	585,319

〔今後の主な事業〕

- ・配水場建設（H28～H30）、配水場洗浄計画策定（H28）、管路更新計画策定（H31）
- ・緊急連絡管設置負担金（H31）、危機管理マニュアル（水安全計画）策定（H32）

●水道事業会計の繰出金の推移



〔繰入の見込み〕 白井市水道事業第3次中期経営計画

単位：千円

	基準内	基準外		基準内	基準外
H27年度	28,907	36,297	H30年度	172,408	23,295
H28年度	183,713	13,955	H31年度	35,736	52,150
H29年度	206,168	33,372	H32年度	36,539	63,025

〔補足〕

- ・基準内繰入 → 総務省通知による地方公営企業繰出し基準に要する経費
- ・基準外繰入 → 水道事業における事業費の財源が不足する分

県内の類似団体（Ⅱ－１）との比較 【H25 決算ベース】

● 県内の類似団体と人口

	人口	順位
茂原市	93,015人	1
君津市	89,168人	2
印西市	88,176人	3
四街道市	86,726人	4
香取市	82,866人	5
八街市	73,212人	6
銚子市	70,210人	7
旭市	69,058人	8
東金市	61,751人	9
袖ヶ浦市	60,355人	10
白井市	60,345人	11
山武市	56,089人	12
富里市	51,087人	13
大網白里市	50,113人	14

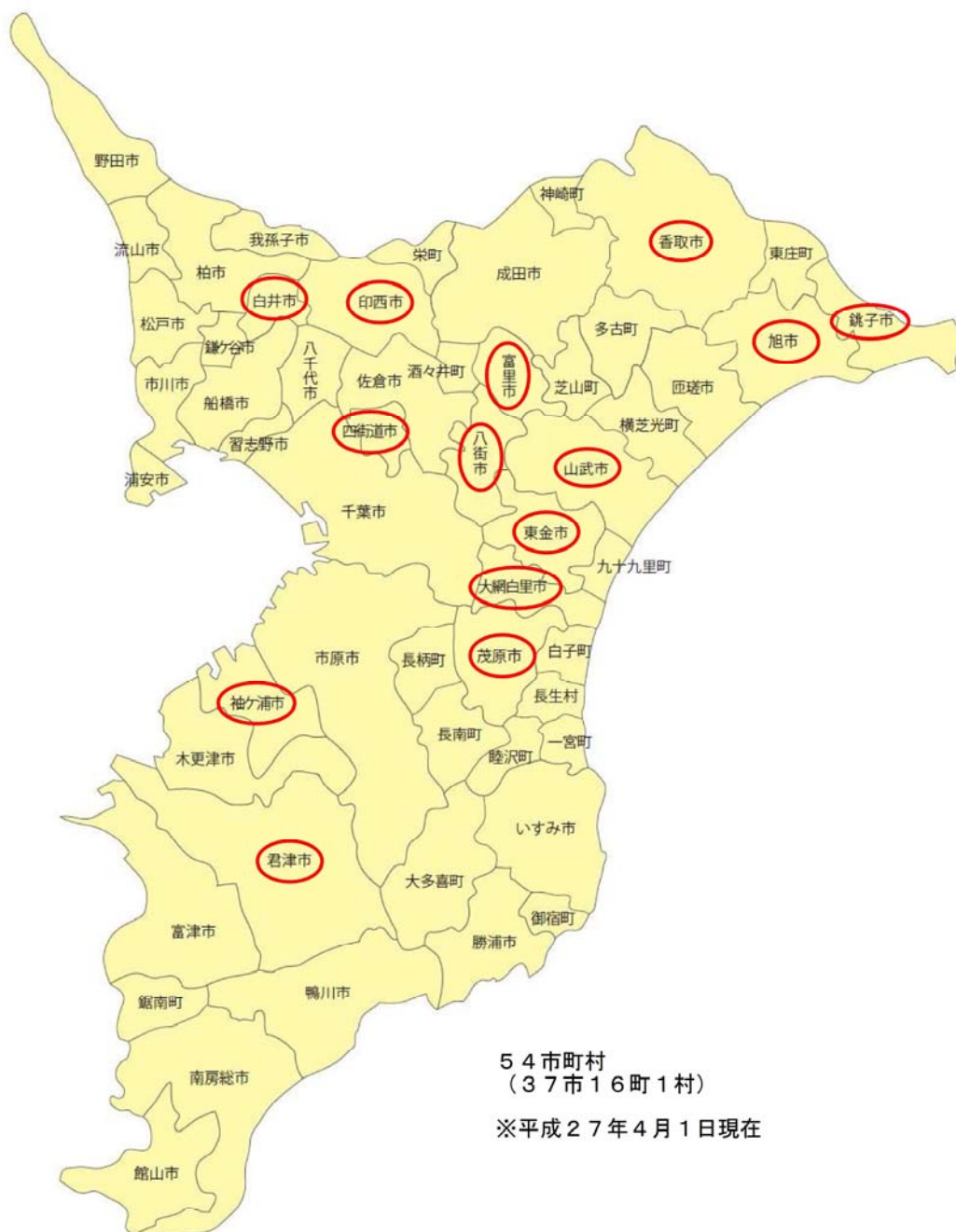
※H22国調人口

平成25年度決算カードに基づき、歳入、歳出の決算額を人口1人あたりに換算して、類似団体で比較した。

※ 類似団体とは、市町村の態様を決定する要素のうちで最もその度合いが強く、しかも容易、かつ客観的に把握できる「人口」と「産業構造」により設定された類型により、市町村を分別したものです。

〔新設合併した市〕

市名	合併日	合併関係市町村
旭市	H17.7.1	旭市、海上町、飯岡町、干潟町
香取市	H18.3.27	佐原市、山田町、栗源町、小見川町
山武市	H18.3.27	成東町、山武町、蓮沼村、松尾町



〔歳入〕

●市税

単位：千円

	金額	1人当たり	順位
袖ヶ浦市	13,379,471	221,680円	1
君津市	17,183,487	192,709円	2
印西市	16,280,597	184,638円	3
白井市	8,882,855	147,201円	4
茂原市	12,239,325	131,584円	5
四街道市	10,894,275	125,617円	6
銚子市	8,354,735	118,996円	7
東金市	7,337,971	118,832円	8
富里市	6,008,583	117,615円	9
旭市	7,161,408	103,701円	10
香取市	8,445,776	101,921円	11
山武市	5,636,582	100,494円	12
大網白里市	4,960,332	98,983円	13
八街市	7,058,931	96,418円	14

●市税のうち、市民税（個人）

単位：千円

	金額	1人当たり	順位
白井市	3,969,925	65,787円	1
印西市	5,776,038	65,506円	2
四街道市	5,237,356	60,390円	3
袖ヶ浦市	3,283,192	54,398円	4
君津市	4,683,343	52,523円	5
大網白里市	2,490,208	49,692円	6
茂原市	4,498,548	48,364円	7
富里市	2,411,692	47,208円	8
銚子市	3,064,369	43,646円	9
東金市	2,678,320	43,373円	10
八街市	3,084,161	42,126円	11
旭市	2,904,769	42,063円	12
香取市	3,411,483	41,169円	13
山武市	2,162,544	38,556円	14

●市税のうち、市民税（法人）

単位：千円

	金額	1人当たり	順位
袖ヶ浦市	1,365,352	22,622円	1
印西市	1,301,404	14,759円	2
茂原市	1,020,516	10,972円	3
東金市	589,135	9,540円	4
山武市	534,061	9,522円	5
銚子市	655,354	9,334円	6
君津市	721,400	8,090円	7
白井市	481,087	7,972円	8
富里市	397,971	7,790円	9
四街道市	639,797	7,377円	10
旭市	465,094	6,735円	11
香取市	462,437	5,581円	12
八街市	385,521	5,266円	13
大網白里市	179,803	3,588円	14

●市税のうち、固定資産税

単位：千円

	金額	1人当たり	順位
袖ヶ浦市	7,592,227	125,793円	1
君津市	10,165,038	113,999円	2
印西市	7,442,236	84,402円	3
茂原市	5,304,305	57,026円	4
白井市	3,423,778	56,737円	5
銚子市	3,470,670	49,433円	6
東金市	2,981,809	48,288円	7
富里市	2,313,849	45,292円	8
山武市	2,435,280	43,418円	9
四街道市	3,726,808	42,972円	10
香取市	3,558,934	42,948円	11
旭市	2,805,923	40,631円	12
大網白里市	1,906,271	38,039円	13
八街市	2,655,664	36,274円	14

●市税のうち、都市計画税

単位：千円

	金額	1人当たり	順位
印西市	1,046,414	11,867円	1
白井市	551,039	9,131円	2
袖ヶ浦市	503,769	8,347円	3
四街道市	597,873	6,894円	4
銚子市	449,788	6,406円	5
東金市	389,572	6,309円	6
君津市	544,033	6,101円	7
富里市	268,108	5,248円	8
茂原市	445,690	4,792円	9
旭市	239,112	3,462円	10
香取市	211,294	2,550円	11
八街市	115,792	1,582円	12
山武市	0	円	13
大網白里市	0	円	13

●地方交付税

単位：千円

	金額	1人当たり	順位
山武市	7,720,918	137,655円	1
旭市	9,439,428	136,688円	2
香取市	9,691,993	116,960円	3
銚子市	5,779,881	82,323円	4
大網白里市	3,081,012	61,481円	5
八街市	3,950,427	53,959円	6
東金市	3,261,810	52,822円	7
印西市	3,206,493	36,365円	8
富里市	1,758,290	34,418円	9
茂原市	2,945,897	31,671円	10
四街道市	2,530,723	29,181円	11
白井市	1,078,551	17,873円	12
君津市	194,813	2,185円	13
袖ヶ浦市	75,135	1,245円	14

●使用料

単位：千円

	金額	1人当たり	順位
茂原市	638,741	6,867円	1
袖ヶ浦市	345,097	5,718円	2
旭市	389,958	5,647円	3
山武市	311,538	5,554円	4
君津市	469,344	5,264円	5
東金市	299,166	4,845円	6
大網白里市	237,643	4,742円	7
香取市	388,270	4,686円	8
印西市	390,964	4,434円	9
八街市	318,536	4,351円	10
銚子市	290,218	4,134円	11
四街道市	331,543	3,823円	12
白井市	220,055	3,647円	13
富里市	94,024	1,840円	14

●手数料

単位：千円

	金額	1人当たり	順位
銚子市	402,595	5,734円	1
旭市	294,148	4,259円	2
袖ヶ浦市	200,945	3,329円	3
八街市	223,751	3,056円	4
四街道市	255,816	2,950円	5
君津市	253,099	2,838円	6
富里市	127,237	2,491円	7
東金市	142,243	2,303円	8
大網白里市	105,564	2,107円	9
山武市	78,402	1,398円	10
印西市	83,582	948円	11
白井市	38,319	635円	12
香取市	46,579	562円	13
茂原市	50,802	546円	14

●国庫支出金

単位：千円

	金額	1人当たり	順位
袖ヶ浦市	3,918,660	64,927円	1
香取市	5,045,612	60,889円	2
旭市	3,759,851	54,445円	3
八街市	3,358,180	45,869円	4
四街道市	3,841,882	44,299円	5
東金市	2,682,408	43,439円	6
富里市	2,146,188	42,010円	7
印西市	3,658,015	41,485円	8
茂原市	3,816,772	41,034円	9
銚子市	2,774,805	39,522円	10
君津市	3,386,811	37,982円	11
白井市	2,197,725	36,419円	12
山武市	2,037,781	36,331円	13
大網白里市	1,732,133	34,565円	14

●県支出金

単位：千円

	金額	1人当たり	順位
旭市	2,353,870	34,085円	1
香取市	2,386,419	28,799円	2
山武市	1,324,690	23,618円	3
八街市	1,542,626	21,071円	4
袖ヶ浦市	1,237,711	20,507円	5
銚子市	1,359,642	19,365円	6
印西市	1,609,298	18,251円	7
富里市	930,596	18,216円	8
君津市	1,616,404	18,128円	9
茂原市	1,683,695	18,101円	10
四街道市	1,468,426	16,932円	11
東金市	1,025,281	16,603円	12
大網白里市	822,097	16,405円	13
白井市	887,297	14,704円	14

●財産収入

単位：千円

	金額	1人当たり	順位
富里市	121,939	2,387円	1
袖ヶ浦市	131,028	2,171円	2
山武市	109,124	1,946円	3
茂原市	133,254	1,433円	4
大網白里市	69,243	1,382円	5
香取市	98,142	1,184円	6
旭市	62,209	901円	7
印西市	76,491	867円	8
銚子市	53,012	755円	9
君津市	53,703	602円	10
東金市	14,157	229円	11
八街市	15,159	207円	12
白井市	6,829	113円	13
四街道市	8,792	101円	14

●寄附金

単位：千円

	金額	1人当たり	順位
銚子市	32,135	458円	1
旭市	12,678	184円	2
四街道市	13,032	150円	3
白井市	6,627	110円	4
茂原市	8,950	96円	5
香取市	5,550	67円	6
八街市	4,383	60円	7
君津市	4,597	52円	8
大網白里市	2,299	46円	9
東金市	2,758	45円	10
富里市	2,125	42円	11
山武市	2,001	36円	12
印西市	1,561	18円	13
袖ヶ浦市	731	12円	14

●諸収入

単位：千円

	金額	1人当たり	順位
印西市	5,059,067	57,375円	1
白井市	1,263,582	20,939円	2
銚子市	1,449,215	20,641円	3
茂原市	1,385,245	14,893円	4
山武市	818,820	14,599円	5
袖ヶ浦市	667,886	11,066円	6
香取市	858,624	10,362円	7
君津市	868,638	9,742円	8
八街市	705,067	9,630円	9
富里市	481,186	9,419円	10
旭市	607,031	8,790円	11
東金市	414,247	6,708円	12
四街道市	309,381	3,567円	13
大網白里市	155,868	3,110円	14

●地方債

単位：千円

	金額	1人当たり	順位
東金市	7,249,300	117,396円	1
袖ヶ浦市	2,417,290	40,051円	2
大網白里市	1,766,600	35,252円	3
旭市	2,401,500	34,775円	4
茂原市	3,196,600	34,367円	5
銚子市	2,197,800	31,303円	6
四街道市	2,638,700	30,426円	7
富里市	1,481,759	29,005円	8
白井市	1,465,446	24,284円	9
八街市	1,698,000	23,193円	10
山武市	818,820	14,599円	11
香取市	858,624	10,362円	12
君津市	823,900	9,240円	13
印西市	460,000	5,217円	14

〔歳出（性質別）〕 ※「性質別」とは、歳出を「経済的資質ごとに分類して表す方法」です。

●人件費

単位：千円

	金額	1人当たり	順位
大網白里市	2,665,406	53,188円	1
東金市	3,291,244	53,299円	2
八街市	3,956,411	54,040円	3
茂原市	5,034,631	54,127円	4
白井市	3,281,248	54,375円	5
四街道市	5,024,103	57,931円	6
香取市	5,003,994	60,387円	7
富里市	3,348,637	65,548円	8
山武市	3,686,091	65,719円	9
印西市	5,866,241	66,529円	10
旭市	5,151,775	74,601円	11
君津市	6,756,492	75,773円	12
銚子市	5,789,612	82,461円	13
袖ヶ浦市	5,165,058	85,578円	14

●扶助費

単位：千円

	金額	1人当たり	順位
山武市	2,815,926	50,205円	1
印西市	4,483,741	50,850円	2
大網白里市	2,586,436	51,612円	3
茂原市	5,429,081	58,368円	4
東金市	3,611,168	58,480円	5
白井市	3,577,475	59,284円	6
銚子市	4,166,264	59,340円	7
富里市	3,080,474	60,299円	8
香取市	5,155,661	62,217円	9
旭市	4,313,875	62,467円	10
君津市	5,596,985	62,769円	11
袖ヶ浦市	3,890,557	64,461円	12
四街道市	5,769,087	66,521円	13
八街市	4,948,112	67,586円	14

●公債費

単位：千円

	金額	1人当たり	順位
袖ヶ浦市	1,092,231	18,097円	1
富里市	1,061,432	20,777円	2
大網白里市	1,132,337	22,596円	3
東金市	1,608,208	26,043円	4
白井市	1,591,814	26,379円	5
四街道市	2,344,193	27,030円	6
君津市	2,524,372	28,310円	7
印西市	2,934,282	33,278円	8
八街市	2,471,194	33,754円	9
茂原市	3,578,173	38,469円	10
香取市	3,370,700	40,677円	11
旭市	2,974,966	43,079円	12
銚子市	3,202,677	45,616円	13
山武市	2,889,895	51,523円	14

●物件費

単位：千円

	金額	1人当たり	順位
茂原市	2,685,563	28,872円	1
大網白里市	1,518,989	30,311円	2
東金市	2,157,761	34,943円	3
香取市	3,122,057	37,676円	4
八街市	2,909,019	39,734円	5
銚子市	2,890,087	41,163円	6
富里市	2,151,892	42,122円	7
白井市	2,685,372	44,500円	8
四街道市	3,925,923	45,268円	9
旭市	3,201,479	46,359円	10
山武市	2,760,492	49,216円	11
印西市	4,445,129	50,412円	12
君津市	5,232,098	58,677円	13
袖ヶ浦市	4,084,221	67,670円	14

●維持補修費

単位：千円

	金額	1人当たり	順位
大網白里市	18,365	366円	1
富里市	36,056	706円	2
白井市	48,879	810円	3
茂原市	110,316	1,186円	4
君津市	122,191	1,370円	5
香取市	143,223	1,728円	6
八街市	133,104	1,818円	7
旭市	137,621	1,993円	8
印西市	182,710	2,072円	9
山武市	122,578	2,185円	10
銚子市	168,669	2,402円	11
東金市	181,932	2,946円	12
袖ヶ浦市	186,385	3,088円	13
四街道市	425,880	4,911円	14

●補助費等

単位：千円

	金額	1人当たり	順位
四街道市	845,149	9,745円	1
君津市	1,395,396	15,649円	2
富里市	802,702	15,712円	3
銚子市	1,606,186	22,877円	4
袖ヶ浦市	1,501,506	24,878円	5
八街市	2,040,381	27,869円	6
大網白里市	1,880,781	37,531円	7
茂原市	3,599,183	38,695円	8
東金市	2,722,643	44,091円	9
旭市	3,122,670	45,218円	10
白井市	3,258,815	54,003円	11
印西市	5,215,883	59,153円	12
山武市	3,434,815	61,239円	13
香取市	5,785,878	69,822円	14

●繰出金

単位：千円

	金額	1人当たり	順位
白井市	1,204,088	19,953円	1
印西市	1,926,142	21,844円	2
四街道市	2,138,044	24,653円	3
八街市	1,850,690	25,279円	4
茂原市	2,789,423	29,989円	5
富里市	1,649,989	32,298円	6
山武市	1,817,653	32,407円	7
君津市	2,954,711	33,136円	8
旭市	2,435,100	35,262円	9
袖ヶ浦市	2,240,580	37,123円	10
東金市	2,326,547	37,676円	11
銚子市	2,755,703	39,249円	12
大網白里市	1,998,599	39,882円	13
香取市	3,516,981	42,442円	14

●積立金

単位：千円

	金額	1人当たり	順位
東金市	17,800	288円	1
八街市	33,574	459円	2
大網白里市	53,550	1,069円	3
銚子市	106,016	1,510円	4
富里市	292,617	5,728円	5
袖ヶ浦市	456,632	7,566円	6
香取市	792,935	9,569円	7
四街道市	845,590	9,750円	8
白井市	674,429	11,176円	9
茂原市	1,061,108	11,408円	10
君津市	1,223,044	13,716円	11
山武市	812,634	14,488円	12
印西市	2,105,910	23,883円	13
旭市	3,762,822	54,488円	14

●普通建設事業費

単位：千円

	金額	1人当たり	順位
君津市	1,951,470	21,885円	1
八街市	1,711,203	23,373円	2
茂原市	2,558,125	27,502円	3
白井市	1,705,594	28,264円	4
銚子市	2,222,422	31,654円	5
東金市	2,008,590	32,527円	6
富里市	1,828,015	35,782円	7
山武市	2,184,039	38,939円	8
四街道市	3,390,537	39,095円	9
大網白里市	2,052,649	40,960円	10
香取市	3,949,770	47,665円	11
旭市	3,677,787	53,256円	12
印西市	5,235,361	59,374円	13
袖ヶ浦市	5,754,849	95,350円	14

〔歳出（目的別）〕 ※「目的別」とは、市がどんな行政目的のためにどれくらいの支出をするかという視点から分類する方法です。

●議会費

単位：千円

	金額	1人当たり	順位
茂原市	264,797	2,847円	1
印西市	254,690	2,888円	2
香取市	252,663	3,049円	3
八街市	233,663	3,192円	4
大網白里市	168,236	3,357円	5
銚子市	236,093	3,363円	6
旭市	233,182	3,377円	7
白井市	206,763	3,426円	8
四街道市	305,802	3,526円	9
富里市	181,061	3,544円	10
君津市	318,665	3,574円	11
山武市	203,717	3,632円	12
東金市	247,624	4,010円	13
袖ヶ浦市	304,870	5,051円	14

●総務費

単位：千円

	金額	1人当たり	順位
八街市	2,058,523	28,117円	1
大網白里市	1,560,308	31,136円	2
東金市	1,989,162	32,213円	3
銚子市	2,678,402	38,148円	4
富里市	1,988,939	38,932円	5
茂原市	3,694,265	39,717円	6
白井市	2,544,002	42,158円	7
四街道市	3,765,008	43,413円	8
印西市	3,896,876	44,194円	9
袖ヶ浦市	2,731,218	45,253円	10
香取市	4,182,091	50,468円	11
君津市	4,783,347	53,644円	12
山武市	3,317,866	59,154円	13
旭市	6,704,128	97,080円	14

●民生費

単位：千円

	金額	1人当たり	順位
大網白里市	4,479,456	89,387円	1
印西市	8,106,661	91,937円	2
白井市	5,658,797	93,774円	3
富里市	4,968,317	97,252円	4
茂原市	9,322,692	100,228円	5
四街道市	8,824,666	101,753円	6
東金市	6,284,395	101,770円	7
銚子市	7,316,533	104,209円	8
八街市	7,640,955	104,368円	9
君津市	9,415,470	105,592円	10
山武市	5,934,527	105,806円	11
香取市	8,938,447	107,866円	12
袖ヶ浦市	6,837,291	113,285円	13
旭市	7,865,952	113,904円	14

●衛生費

単位：千円

	金額	1人当たり	順位
富里市	1,228,001	24,037円	1
四街道市	2,249,855	25,942円	2
茂原市	2,772,064	29,802円	3
八街市	2,236,219	30,544円	4
大網白里市	1,590,656	31,741円	5
香取市	2,801,757	33,811円	6
君津市	3,182,382	35,690円	7
袖ヶ浦市	2,423,707	40,158円	8
白井市	2,429,265	40,256円	9
山武市	2,436,222	43,435円	10
印西市	4,369,733	49,557円	11
銚子市	3,611,180	51,434円	12
旭市	3,754,640	54,369円	13
東金市	7,716,792	124,966円	14

●労働費

単位：千円

	金額	1人当たり	順位
白井市	0	円	1
富里市	0	円	1
大網白里市	0	円	1
袖ヶ浦市	1,697	28円	4
印西市	3,246	37円	5
旭市	7,599	110円	6
香取市	13,629	164円	7
銚子市	17,066	243円	8
茂原市	62,898	676円	9
君津市	60,835	682円	10
四街道市	77,265	891円	11
東金市	63,026	1,021円	12
八街市	91,784	1,254円	13
山武市	118,153	2,107円	14

●農林水産業費

単位：千円

	金額	1人当たり	順位
四街道市	126,208	1,455円	1
白井市	126,317	2,093円	2
印西市	245,281	2,782円	3
茂原市	405,585	4,360円	4
君津市	435,981	4,889円	5
八街市	500,952	6,842円	6
富里市	365,332	7,151円	7
袖ヶ浦市	492,099	8,153円	8
銚子市	625,715	8,912円	9
旭市	628,510	9,101円	10
大網白里市	570,663	11,388円	11
山武市	707,353	12,611円	12
香取市	1,105,940	13,346円	13
東金市	1,166,742	18,894円	14

●商工費

単位：千円

	金額	1人当たり	順位
四街道市	118,512	1,367円	1
八街市	126,629	1,730円	2
山武市	153,242	2,732円	3
富里市	140,316	2,747円	4
白井市	165,935	2,750円	5
大網白里市	139,203	2,778円	6
東金市	253,828	4,111円	7
印西市	372,633	4,226円	8
君津市	402,296	4,512円	9
銚子市	337,250	4,803円	10
旭市	427,418	6,189円	11
香取市	676,179	8,160円	12
袖ヶ浦市	505,839	8,381円	13
茂原市	798,490	8,585円	14

●土木費

単位：千円

	金額	1人当たり	順位
白井市	1,037,975	17,201円	1
八街市	1,462,182	19,972円	2
茂原市	1,923,544	20,680円	3
東金市	1,278,768	20,708円	4
山武市	1,371,649	24,455円	5
銚子市	1,832,248	26,097円	6
君津市	2,330,226	26,133円	7
大網白里市	1,482,211	29,577円	8
富里市	1,771,214	34,671円	9
四街道市	3,245,091	37,418円	10
旭市	2,585,205	37,435円	11
香取市	3,717,208	44,858円	12
印西市	4,153,111	47,100円	13
袖ヶ浦市	5,301,534	87,839円	14

●消防費

単位：千円

	金額	1人当たり	順位
四街道市	1,136,056	13,099円	1
東金市	813,084	13,167円	2
銚子市	981,878	13,985円	3
茂原市	1,325,873	14,254円	4
富里市	746,042	14,603円	5
大網白里市	744,472	14,856円	6
君津市	1,332,398	14,943円	7
旭市	1,130,141	16,365円	8
八街市	1,258,620	17,191円	9
山武市	1,065,835	19,003円	10
白井市	1,219,498	20,209円	11
袖ヶ浦市	1,315,235	21,792円	12
印西市	2,016,972	22,874円	13
香取市	3,268,527	39,444円	14

●教育費

単位：千円

	金額	1人当たり	順位
八街市	2,066,150	28,221円	1
四街道市	2,585,561	29,813円	2
香取市	2,806,228	33,865円	3
君津市	3,196,598	35,849円	4
東金市	2,229,600	36,106円	5
茂原市	3,427,287	36,847円	6
旭市	2,589,542	37,498円	7
富里市	1,965,067	38,465円	8
山武市	2,416,114	43,076円	9
大網白里市	2,196,139	43,824円	10
銚子市	3,241,453	46,168円	11
白井市	3,114,513	51,612円	12
袖ヶ浦市	3,595,463	59,572円	13
印西市	6,079,850	68,951円	14

●災害復旧費

単位：千円

	金額	1人当たり	順位
四街道市	0	円	1
八街市	5,743	78円	2
大網白里市	12,502	249円	3
東金市	19,017	308円	4
旭市	43,355	628円	5
山武市	35,270	629円	6
白井市	40,911	678円	7
富里市	44,927	879円	8
印西市	92,266	1,046円	9
茂原市	152,983	1,645円	10
袖ヶ浦市	105,635	1,750円	11
君津市	165,836	1,860円	12
銚子市	133,369	1,900円	13
香取市	3,015,690	36,392円	14

●公債費

単位：千円

	金額	1人当たり	順位
袖ヶ浦市	1,092,231	18,097円	1
富里市	1,061,432	20,777円	2
大網白里市	1,132,337	22,596円	3
東金市	1,608,208	26,043円	4
白井市	1,591,814	26,379円	5
四街道市	2,344,193	27,030円	6
君津市	2,524,372	28,310円	7
印西市	2,934,282	33,278円	8
八街市	2,471,194	33,754円	9
茂原市	3,578,173	38,469円	10
香取市	3,370,700	40,677円	11
旭市	2,974,966	43,079円	12
銚子市	3,202,677	45,616円	13
山武市	2,889,895	51,523円	14

〔その他〕

●財政調整基金残高

単位：千円

	金額	1人当たり	順位
山武市	7,080,392	126,235円	1
香取市	7,508,202	90,607円	2
旭市	5,245,158	75,953円	3
印西市	6,686,089	75,827円	4
東金市	3,633,832	58,847円	5
袖ヶ浦市	3,326,055	55,108円	6
大網白里市	2,008,869	40,087円	7
四街道市	3,166,883	36,516円	8
白井市	2,087,653	34,595円	9
君津市	2,623,921	29,427円	10
茂原市	2,689,003	28,909円	11
八街市	1,206,511	16,480円	12
富里市	618,383	12,105円	13
銚子市	1,617	23円	14

●特定目的基金残高

単位：千円

	金額	1人当たり	順位
山武市	6,878,139	122,629円	1
旭市	6,246,663	90,455円	2
印西市	5,439,350	61,687円	3
四街道市	5,239,323	60,412円	4
香取市	3,945,368	47,611円	5
大網白里市	2,324,454	46,384円	6
袖ヶ浦市	2,453,357	40,649円	7
白井市	1,246,798	20,661円	8
君津市	1,131,124	12,685円	9
銚子市	849,275	12,096円	10
東金市	555,919	9,003円	11
富里市	288,846	5,654円	12
八街市	261,300	3,569円	13
茂原市	163,332	1,756円	14

●地方債残高

単位：千円

	金額	1人当たり	順位
銚子市	31,420,908	447,528円	1
茂原市	39,629,693	426,057円	2
香取市	34,666,575	418,345円	3
旭市	27,702,369	401,146円	4
山武市	20,193,412	360,024円	5
東金市	22,182,845	359,231円	6
富里市	14,075,314	275,517円	7
大網白里市	13,152,464	262,456円	8
八街市	18,489,921	252,553円	9
四街道市	21,816,016	251,551円	10
印西市	20,956,004	237,661円	11
白井市	13,559,822	224,705円	12
君津市	16,327,595	183,110円	13
袖ヶ浦市	10,653,840	176,520円	14

〔用語の説明〕

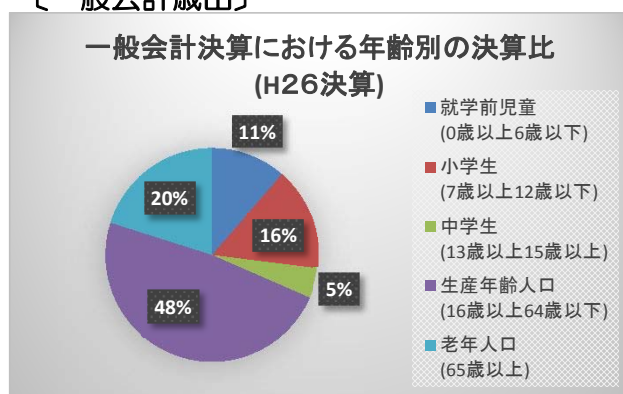
市税	市民や市内に事務所などを持つ法人などに納めていただく税金で、市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税などがあります。
個人市民税	前年1年間の給与、商店経営による売上げ、アパート等の賃貸料、株式等の譲渡益などの所得に対して課される税であり、原則として1月1日現在の住所地で課税されます。
法人市民税	市内に事務所や事業所等がある法人に対して課される税であり、法人の収益に応じて計算される法人税割と、法人の規模によって課される均等割を合算して算出します。
固定資産税	土地・家屋（住宅、店舗、工場、事務所等）・償却資産（事業のために用いる構築物・機械等）を対象として、毎年1月1日現在に所有する方にその価格に応じて納めていただく税金です。
都市計画税	街路・公園整備事業等の都市計画施設の建設・整備などの都市計画事業等の費用に充てるため、都市計画法による市街化区域内に所在する土地及び家屋を対象として、毎年1月1日現在に所有する方に、土地及び家屋の価格に応じて、固定資産税とあわせて納めていただく税金です。
地方交付税	全国どの市町村に住んでも一定水準の行政サービスが受けられるよう、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税といった国税の一定割合を財源として、国が一定基準により市に交付するものです。（平成27年度からたばこ税は交付税の対象から外されます）
使用料・手数料	使用料は、公共施設等の利用者から条例等に基づいて徴収する歳入です。手数料は、特定の者のために提供する役務に対して徴収する歳入です。
国庫支出金	国と市が共同で事業を行う場合、あらかじめ経費の負担割合を定めませんが、それに基づいて、国が市に対して支出するものです。負担金、委託費、特定の施策の奨励、財政援助のための補助金などがあります。
県支出金	県が市に対して支出するものです。県自らの施策として単独で交付するものと、国庫支出金を県が経費の全部又は一部として交付するものがあります。
財産収入	財産収入には、財産運用収入と財産売却収入があり、市が所有する財産を貸し付け、私権を設定し、出資し、交換し、又は売り払いしたことによって生ずる現金収入です。
寄附金	寄附金には、その用途を限定しない一般寄附金と、使徒を明示した指定寄附金、さらに寄附を受ける際に一定の条件が付される負担付寄附金があります。
諸収入	市税の延滞金、預金利子、貸付金元利収入、その他他の款に計上されない収入をまとめたものです。
地方債	地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一会計年度を超えて行われるものをいいます。地方債は原則として、公営企業（交通、ガス、水道など）の経費や建設事業費の財源を調達する場合等、地方財政法第5条各号に掲げる場合においてのみ発行できることとなっています。
人件費	職員の給与や議員、特別職の職員への報酬などの経費です。
扶助費	社会保障制度の一環として現金や物品などを支給される費用です。生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などの法令に基づくもののほか、子ども医療費の公費負担など市の施策として行うものも含まれます。
公債費	市債の元金・利子や一時借入金の利子を支払うための経費です。
物件費	人件費、扶助費、維持補修費などを除く、消費的な費用（支出の効果が単年度又は極めて短期間で終わるもの）の総称です。賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料などが含まれます。
維持補修費	道路、公共用施設などを管理するために必要な経費です。
補助費等	主に市が市内の団体などに補助するために交付する費用です。団体などへの補助金の他に、一部事務組合負担金、報償費などが含まれます。

繰出金	一般会計、特別会計及び基金の間で、相互に資金運用をするための経費です。基金に対する支出のうち、定額の資金を運用するためのものも含まれます。
積立金	財政運営を計画的に行うため、又は財源の余裕がある場合に基金に積み立てるための経費です。
普通建設事業費	道路の新設や施設の増改築・新設などの建設事業に要する費用です。工事請負費、設計監理委託料のほか、資本形成に係る補助金や人件費なども含まれます。
議会費	市議会運営のための経費です。
総務費	人事、企画、財政、徴税、戸籍、統計や交通安全など他部門に属さない事業に要する経費です。
民生費	障害者福祉、児童福祉、高齢者福祉、生活保護、福祉医療、国民年金などの事業に要する経費です。
衛生費	健康対策、母子保健、廃棄物処理、公害対策などの事業に要する経費です。
労働費	勤労者対策等に要する経費です。
農林水産業費	農業振興などの事業に要する経費です。
商工費	商工業振興などの事業に要する経費です。
土木費	道路、河川、公園などの社会資本整備のための経費です。
消防費	火災、風水害、地震、消防団活動、消防防災対策などの事業に要する経費です。
教育費	学校教育・生涯学習の充実、文化・スポーツ振興などの経費です。
災害復旧費	大雨、暴風、地震などの災害により被災した施設を復旧するための経費です。
公債費	市債（市の借金）を返済する元利償還金（元金と利子）と一時的な借入れをした場合の支払利息のことをいいます。
財政調整基金	財政調整基金とは、年度によって生じる財源の不均衡を調整するために、財源に余裕がある年度に積み立てておくもので、市の貯金のことです。
特定目的基金	公共施設の整備など、特定の目的を計画的に実施できるよう資金を積み立てる市の貯金のことです。
地方債	長期間にわたって利用することができ、多額の経費が必要なものの財源に充てるため、市が、政府や銀行などから調達する長期的な借入金です。

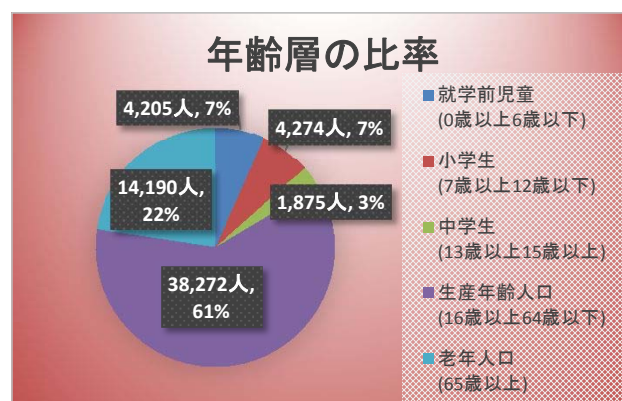
平成26年度一般会計決算における年齢別の決算比に関する調査

- この調査は、市の予算がどの年齢層にどれくらい使われているかを把握するため、平成26年度一般会計決算額を年齢別に集計したものです。
- 歳出決算額（節、摘要）について、その決算額がどの年齢層の市民のために使われたかにより区分しました。
- 年齢層は、次のとおりです。
 - ①就学前児童（0歳以上6歳以下）
 - ②小学生（7歳以上12歳以下）
 - ③中学生（13歳以上15歳以下）
 - ④生産年齢人口（16歳以上64歳以下）
 - ⑤老年人口（65歳以上）
- 複数の年齢層と重複する場合は、それぞれの年齢層で按分しています。（人口按分）

〔一般会計歳出〕

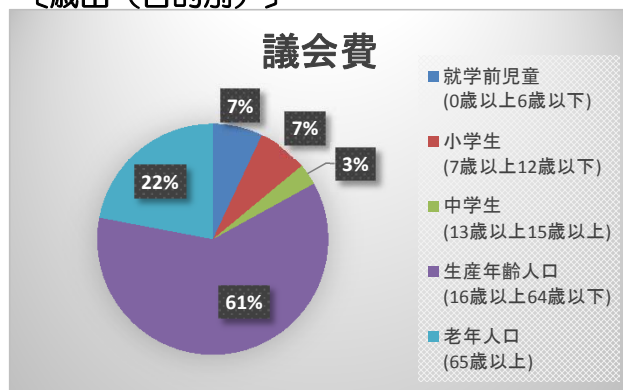


※調査は、一般会計ベースです。

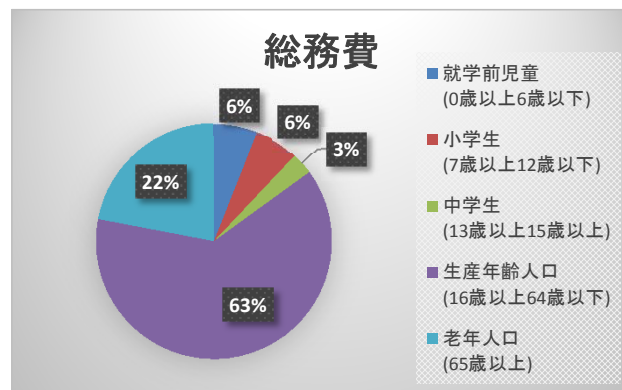


※年齢別の比率は、平成26年度末人口で算出しています。

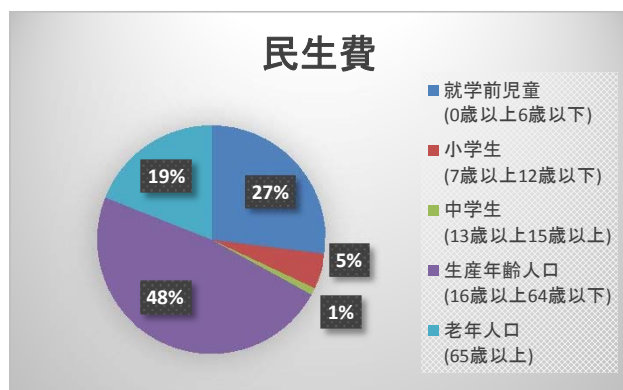
〔歳出（目的別）〕



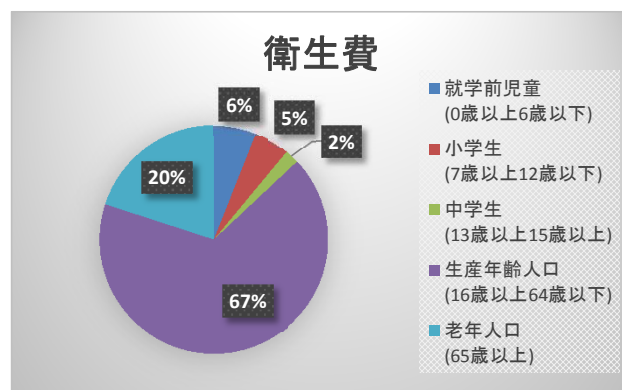
※全ての年齢層に按分したので、年齢層の比率と同様です。



※ほぼ全ての年齢層に按分したので、年齢層の比率とほぼ同様です。

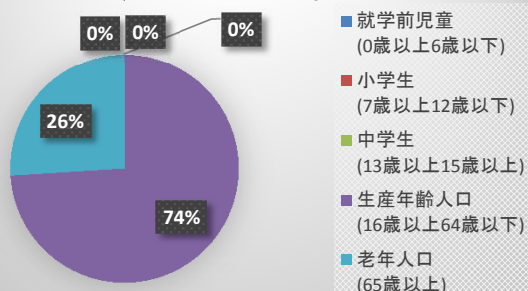


※就学前児童の比率が大きくなっています。



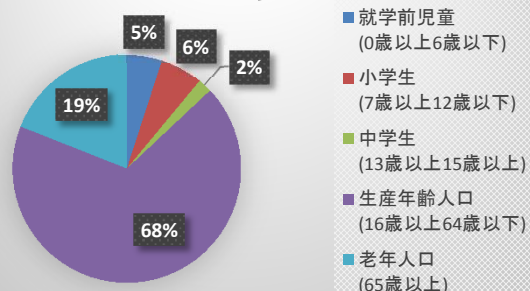
※ほぼ全ての年齢層に按分したので、年齢層の比率とほぼ同様です。

農林水産業費



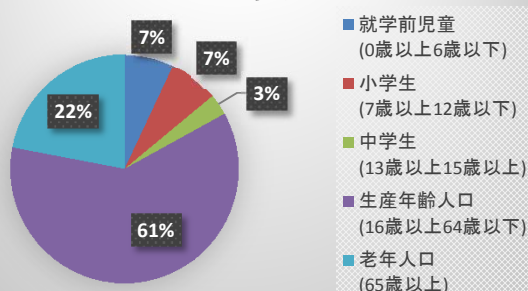
※0歳以上15歳以下に対する予算は使われていません。

商工費



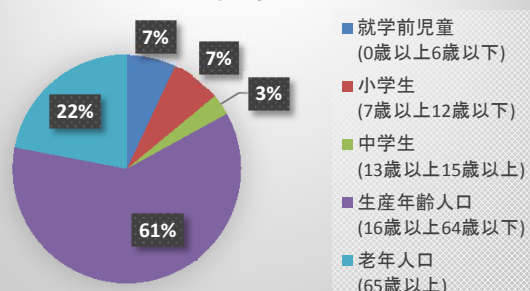
※ほぼ全ての年齢層に按分したので、年齢層の比率とほぼ同様です。

土木費



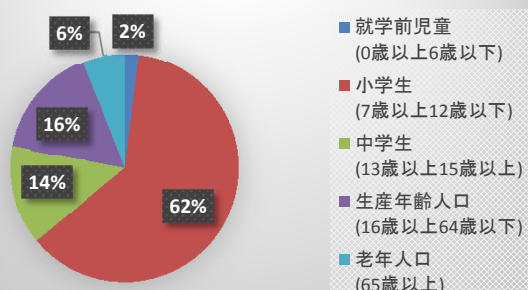
※全ての年齢層に按分したので、年齢層の比率と同様です。

消防費



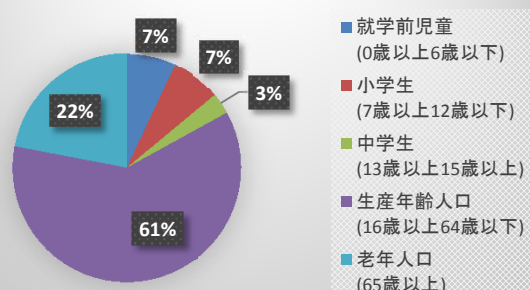
※全ての年齢層に按分したので、年齢層の比率と同様です。

教育費



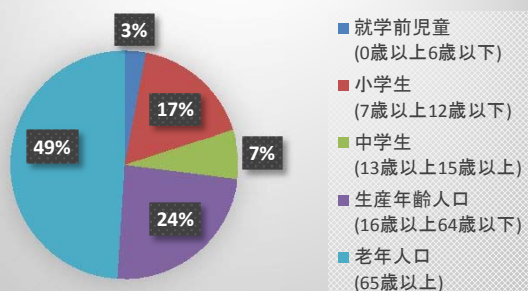
※小学生、中学生の比率が大きくなっています。

公債費



※全ての年齢層に按分したので、年齢層の比率と同様です。

諸支出金



※老年人口の比率が大きくなっています。

平成26年度一般会計決算における年齢別の決算比に関する調査資料

	就学前児童 (0歳以上6歳以下)	小学生 (7歳以上12歳以下)	中学生 (13歳以上15歳以上)	生産年齢人口 (16歳以上64歳以下)	老年人口 (65歳以上)
H26年度末年齢別人口	4,205人	4,274人	1,875人	38,272人	14,190人
年齢別人口比率	7%	7%	3%	61%	22%

単位:円

	決算額	比率	決算額	比率	決算額	比率	決算額	比率	決算額	比率	決算合計額
1 議会費	13,821,056	7%	14,047,846	7%	6,162,778	3%	125,792,976	61%	46,639,902	22%	206,464,559
1 議会費	13,821,056	7%	14,047,846	7%	6,162,778	3%	125,792,976	61%	46,639,902	22%	206,464,559
2 総務費	153,223,289	6%	155,767,430	6%	68,334,594	3%	1,715,188,170	63%	635,460,736	22%	2,727,974,219
1 総務管理費	137,439,261	6%	139,723,402	7%	61,296,532	3%	1,320,079,007	61%	488,967,241	23%	2,147,505,443
2 徴税費	2,586,443	1%	2,628,885	1%	1,153,289	0%	244,916,320	72%	90,806,924	26%	342,091,861
3 戸籍住民基本台帳費	11,866,324	7%	12,061,038	7%	5,291,167	3%	108,001,887	61%	40,043,550	22%	177,263,966
4 選挙費	0	0%	1,000	0%	0	0%	18,408,329	73%	6,825,204	27%	25,234,533
5 統計調査費	0	0%	0	0%	0	0%	11,666,098	73%	4,325,406	27%	15,991,504
6 監査委員費	1,331,261	7%	1,353,105	7%	593,606	3%	12,116,529	61%	4,492,411	22%	19,886,912
3 民生費	1,439,217,537	27%	258,961,483	5%	78,778,039	1%	2,617,884,783	48%	1,006,695,528	19%	5,401,537,370
1 社会福祉費	84,347,218	4%	85,731,274	5%	37,610,234	2%	792,332,885	43%	852,554,729	46%	1,852,576,340
2 児童福祉費	1,318,554,782	45%	135,430,068	5%	24,584,917	1%	1,444,383,275	49%	0	0%	2,922,953,042
3 生活保護費	36,315,537	6%	37,800,141	6%	16,582,888	3%	361,107,272	60%	154,140,799	25%	605,946,637
4 国民年金費	0	0%	0	0%	0	0%	20,061,351	100%	0	0%	20,061,351
4 衛生費	92,616,184	6%	89,369,022	5%	38,795,830	2%	1,067,213,234	67%	315,005,524	20%	1,602,999,794
1 保健衛生費	35,394,492	5%	31,208,376	4%	13,280,807	2%	540,958,086	73%	119,887,408	16%	740,729,169
2 清掃費	56,986,393	7%	57,921,485	7%	25,410,104	3%	524,113,558	61%	194,324,085	22%	858,755,625
3 上水道費	235,299	7%	239,161	7%	104,919	3%	2,141,590	61%	794,031	22%	3,515,000
5 農林水産業費	160,552	0%	163,186	0%	71,589	0%	96,640,989	74%	33,856,045	26%	130,892,361
1 農業費	117,629	0%	119,559	0%	52,450	0%	95,875,951	74%	33,572,394	26%	129,737,983
2 林業費	42,923	4%	43,627	4%	19,139	2%	765,038	66%	283,651	24%	1,154,378
6 商工費	6,975,623	5%	7,090,086	6%	3,110,415	2%	87,581,937	68%	23,811,097	19%	128,569,158
1 商工費	6,975,623	5%	7,090,086	6%	3,110,415	2%	87,581,937	68%	23,811,097	19%	128,569,158
7 土木費	62,825,615	7%	63,856,523	7%	28,013,800	3%	579,686,331	61%	214,928,643	22%	949,310,912
1 土木管理費	8,162,194	7%	8,296,128	7%	3,639,503	3%	74,288,578	61%	27,543,763	22%	121,930,166
2 道路橋梁費	26,821,252	7%	27,261,363	7%	11,959,536	3%	244,114,854	61%	90,509,767	22%	400,666,772
3 河川費	3,836,484	7%	3,899,437	7%	1,710,680	3%	34,917,935	61%	12,946,423	22%	57,310,959
4 都市計画費	24,005,685	6%	24,399,595	7%	10,704,081	3%	226,364,964	61%	83,928,690	23%	369,403,015
8 消防費	73,735,368	7%	74,945,295	7%	32,878,434	3%	671,105,831	61%	248,823,990	22%	1,101,488,918
1 消防費	73,735,368	7%	74,945,295	7%	32,878,434	3%	671,105,831	61%	248,823,990	22%	1,101,488,918
9 教育費	44,747,331	2%	1,815,100,599	62%	424,486,802	14%	468,134,204	16%	171,795,608	6%	2,924,264,544
1 教育総務費	501,785	0%	365,685,660	69%	157,347,627	30%	5,521,112	1%	902,199	0%	529,958,383
2 小学校費	2,313,500	0%	1,356,017,990	98%	1,031,584	0%	21,056,424	1%	7,807,030	1%	1,388,226,528
3 中学校費	0	0%	0	0%	227,095,235	100%	0	0%	0	0%	227,095,235
4 社会教育費	36,256,202	7%	39,723,969	7%	17,394,413	3%	331,662,201	61%	122,580,267	22%	547,617,052
5 保健体育費	5,675,844	2%	53,672,980	23%	21,617,943	9%	109,894,467	48%	40,506,112	18%	231,367,346
10 災害復旧費					決算額なし						
11 公債費	93,863,024	7%	95,403,226	7%	41,853,310	3%	854,298,611	61%	316,745,853	22%	1,402,164,024
1 公債費	93,863,024	7%	95,403,226	7%	41,853,310	3%	854,298,611	61%	316,745,853	22%	1,402,164,024
12 諸支出金	28,988,353	3%	186,606,680	17%	81,864,185	7%	263,838,823	24%	546,884,639	49%	1,108,182,680
1 普通財産取得費					決算額なし						
2 下水道事業特別会計繰出金	5,235,833	7%	5,321,748	7%	2,334,646	3%	47,654,172	61%	17,668,601	22%	78,215,000
3 学校給食共同調理場事業特別会計繰出金	0	0%	157,142,656	70%	68,938,344	30%	0	0%	0	0%	226,081,000
4 公営企業費	4,935,868	7%	5,016,861	7%	2,200,892	3%	44,924,026	61%	16,656,353	22%	73,734,000
5 国民健康保険特別会計事業勘定繰出金	18,815,822	7%	19,124,572	7%	8,389,933	3%	171,253,069	61%	63,495,011	22%	281,078,407
6 介護保険特別会計保険事業勘定繰出金	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	386,275,000	100%	386,275,000
7 後期高齢者医療特別会計繰出金	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	62,786,873	100%	62,786,873
8 基金費	830	7%	844	7%	370	3%	7,555	61%	2,801	22%	12,400
歳出合計	2,010,173,932	11%	2,761,311,375	16%	804,349,777	5%	8,547,365,889	48%	3,560,647,566	20%	17,683,848,539

※ この調査は、市の予算がどの年齢層にどれくらい使われているかを把握するため、平成26年度一般会計決算額を年齢別に集計したものです。

(複数の年齢層と重複する場合は、それぞれの年齢層で按分しています。(人口按分))

児童手当や子ども医療費などは一見すると、子どもをターゲットにした予算にも見えますが、いずれも一義的には保護者の経済的負担の軽減を目的としたものなので、今回の調査では、保護者が所属する区分である「生産年齢人口」に分類しています。